

平成31年第2回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成31年3月4日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成31年3月5日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (11名)

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 1 番 光 岡 美 里 君       | 2 番 末 吉 克 巳 君  |
| 3 番 岡 本 則 夫 君       | 4 番 中 川 ゆかり 君  |
| 5 番 主 枝 幸 子 君       | 6 番 奥 村 富士雄 君  |
| 7 番 柚 木 喬 君         | 9 番 瀧 野 純 敏 君  |
| 10 番 中 雅 洋 君        | 11 番 大 田 直 樹 君 |
| 12 番 川 本 英 輔 君 (議長) |                |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 山 中 裕 之 君   |
| 教 育 長       | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監         | 福 代 智 之 君   |
| 総 務 部 長     | 新 木 之 博 君   |
| 民 生 部 長     | 中 村 政 愛 君   |
| 教 育 次 長     | 河 本 和 彦 君   |
| 総 務 課 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 車 地 孝 幸 君   |
| 税 務 住 民 課 長 | 大 畠 英 司 君   |
| 民 生 課 長     | 高 橋 蔦 江 君   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 産業建設課長     | 竹 岡 佳 宏 君 |
| 都市計画課長     | 中 村 輝 彦 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 任 | 北 倉 賢 治 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|       |         |                              |
|-------|---------|------------------------------|
| 日程第 1 |         | 「一般質問」                       |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」 |
| 日程第 3 | 議案第10号  | 「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」  |
| 日程第 4 | 議案第11号  | 「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」     |
| 日程第 5 | 議案第12号  | 「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」  |
| 日程第 6 | 議案第13号  | 「坂町介護保険条例の一部改正について」          |
| 日程第 7 | 議案第14号  | 「坂町有住宅設置及び管理条例の一部改正について」     |
| 日程第 8 | 議案第15号  | 「平成 3 1 年度坂町一般会計予算」          |
| 日程第 9 | 議案第16号  | 「平成 3 1 年度坂町国民健康保険事業特別会計予    |

算」

日程第10 議案第17号 「平成31年度坂町下水道事業特別会計予算」

日程第11 議案第18号 「平成31年度坂町介護保険事業特別会計予算」

日程第12 議案第19号 「平成31年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。何かとお忙しい中、多くの皆さんが傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。

また、横浜小学校、小屋浦小学校6年生の皆さん、これから一般質問を行いますけれども、日常生活の中でのさまざまな課題を議員の皆さんが行政に伺います。大切な総合学習の時間でございます。分かりにくい部分もあろうかと思いますが、しっかり勉強して帰ってください。よろしく願いいたします。

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、10名から12問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「豪雨災害における河川整備について」質問願います。

主枝議員。

○5番(主枝幸子議員) 「豪雨災害における河川整備について」お伺いします。

豪雨により土砂災害が発生し、小屋浦地区では堰堤の崩壊、支川による土砂の流出

を含め、川の氾濫が主な原因と思われます。流木が橋にひっかかり、水の流れが一気
に変わり、住宅地に流れ込み、未曾有の大災害をもたらしました。

緊急を要するダムの整備も計画され、早期の完成が望まれています。河川の整備
計画についても急務です。

今回の土砂災害は総頭川、天地川にかかる橋などに流木、岩石が土砂をとめること
により流れが変わっており、このことは今後における最大の課題であり、抜本的な改
善策が必要と考えます。

今後の河川、護岸を含めた整備について、どのように計画されているのか町当局の
お考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「豪雨災害における河川整備」についてお答えをいたします。

昨年7月の豪雨災害においては、本町を取り巻く山々から発生した土石流により、
土砂や流木が下流の河川等を覆い、主に河川にかかる橋梁部で河川断面が閉塞したこ
とにより、河川からあふれた土砂等が住宅地や農地等に流れ込んでおります。

このことを踏まえ、町といたしましては、被災原因の除去により再度災害の防止を
図ることを第一と考え、下流の河川への土石流の流入を防ぐよう、国や県が整備する
砂防堰堤等で豪雨時に発生するおそれのある土石流を上流域で食いとめる計画として
おります。

下流の河川については、河川断面はおおむね確保されていることから、基本的には
河川の断面を拡大せず、コンクリート製ブロックやコンクリート擁壁を用いて原形復
旧する計画といたしております。

また、橋梁については、河川内の橋脚は設置せず、復旧する計画としております。

復旧工事につきましては、早い箇所では今年度末から一部着手が可能と考えており
ますが、総頭川や天地川等の本格的な復旧は、実施設計を行った後、おおむね平成3
1年度中の工事発注となる見込みでございます。

今後とも、国や県、関係者の皆様と協力をし、一日も早く事業を完了できるよう、
ともに鋭意取り組んでまいります。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 答弁をお聞きいたしましたが、今回の大きな要因は、橋げた

に流木等がとまり、流れが変わったことであり、このことは先般の坂地区砂防ダム整備説明会で透過型堰堤が設置されるとお聞きいたしましたが、土砂災害は同じ場所で起こるとは限らないと思います。現状の橋では同じことが起こることも想定されることが重要ですが、改善策はないのでしょうか、そこのところがお聞きしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、坂町を取り巻く山々から発生しました土石流、土砂が河川を埋塞しました結果、本来、河川を流れるべき雨水が流れずに、道路や最後の住宅地に流れ込んだものだと考えております。また、主に閉塞した場所につきましては橋梁部だというふうに考えております。

そこでまず、町といたしましては、災害の今回の被害の大きかった内容の被害原因の除去を行うために国や県に要望しまして、例えば小屋浦地区では10基以上の砂防堰堤の整備を緊急事業とあわせて、また、緊急事業の先には再度災害防止対策として砂防堰堤のかさ上げも要請をしているところでございます。

橋の復旧につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように、中央部の橋梁の橋脚と申しますけれども、真ん中にある支えの棒はなしとしまして、右と左の橋台を結ぶ形の橋梁で復旧することと計画をしております。

橋の部分の断面を広げるということについては、現時点ではこれは原形復旧というふうに考えておまして、と申しますのも、災害復旧事業の制度が基本的に原形復旧ということがございますが、橋の部分の取り付けを、例えば1メートルかさ上げしますと、その前後の道路との取り合いが難しくなるといったような技術的な部分もございますので、町といたしましては、再度災害の防止を図る観点で、原因の除去ということで土石流を食い止めるということで、下流の護岸、あるいは橋梁につきましては、原形復旧を行うということで計画をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） まず、いい方法があったら、よりよい改善策をお願いしたいと思います。

次に、小屋浦地区の大伴川においては支川も多く、川幅も狭く、住宅地にかかる橋

も、下水道等も含め課題が多いと考えております。

二次災害の危険を踏まえ、応急的な整備が必要と考えますが、町はどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

小屋浦の上流部の大伴川につきましてですけれども、応急対策の大型土のう等は一応終えておりますが、町といたしましては、本格的な復旧を進めたいと考えておりました、具体的には、来年度になると思っておりますけれども、道路護岸や護岸の復旧を広島県のほうと調整しながら本格的な復旧の歩みを進めてまいりたいというふうに考えております。

大伴川につきましても、非常に狭い河川でございますけれども、基本的には原形復旧ということを考えておりますが、工事の前には、丁張りとお申しまして、民地と河川との間に木の板で形をつくって、背後の方々との了解を得ながら工事を進めてまいりますので、またその工事の際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） とにかく二次災害が起きないようにお願ひしたいと思ひます。

次に、川の砂はとらないという県の説明がありましたが、雨が降った後の天地川のJRの付近の下流では、雨が降った後、水位が上がり、一部大型土のうが積まれ、この先、大雨が降った場合、二次災害のおそれを危惧しております。護岸整備をいつするのか、川の砂を町がとってくれるとすれば、いつとってくれるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

天地川下流のJR付近のまず護岸につきましては、現在、詳細設計を行っておる途中でございます、こちらのほうも先ほど答弁いたしましたとおり、本格的には来年度の早期の工事の施工を行ってまいりたいと考えております。

天地川の土砂につきましてですけれども、天地川の土砂につきましては、これは普通河川でありまして、護岸は広島県のほうが管理しております基本的には砂防河川ということになります、土砂の撤去につきましては、坂町において撤去するか、しないかということでございます。

これまで2回ほど天地川の土砂の撤去は行ってきたところではございますけれども、さらにまた、最近、土砂が堆積している状況というのがございますので、このたび、土砂の撤去は行わせていただくということで、昨日から、天地川につきまして、広島呉道路、あるいは県道坂小屋浦線の下流側について堆積している土砂が見受けられますので、土砂の撤去を昨日から現地の入構を準備しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） それを聞いて少し安心しました。

次に、JA安芸農協に向かう天地橋ですが、断面が狭く、片側通行で不便を感じております。天地橋をどのように復旧させるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

天地橋についての復旧の方法、計画でございますけれども、天地橋につきましては、天地川の異常出水と、また、民地側からの濁水によって、両方からの吸い出しを受けまして、橋台と申しまして、橋を受け支える台座が右岸側、小学校側が沈下をし、流出しているといった状況でございます。

現在、沈下をしている右岸側、小学校側の橋台を一部修繕をしまして、残っている上流側の橋を使いながら、仮に通行できるような形で仮復旧をしてございます。将来的に橋を復旧するわけでございますけれども、現在、現地測量のほうと地質調査のほうは終えておりまして、詳細設計のほうを進めることになっております。

橋につきましては、幅員が7メートルございますので、まず小学校側の台座、橋台を全てやりかえさせていただきます。左岸側、小学校の反対側につきましては、これは健全なものとして残っているというふうに認定を受けておりますので、これは残しまして、つまり右側の小学校側を全てやり直させていただくことと、上部工と申しまして、橋梁そのものは全て新設ということになります。

また、橋台をつくる際には、下に基礎ぐいを設置したり大がかりな工事になりますので、工事の際には橋梁を構築するために、構台と申しまして、橋の部分に鉄でH鋼、鋼材等や鋼板で作業ヤードを確保しながら、非常に現地状況の難しい場所ではございますけれども、作業場所を確保しながら、復旧のほうは来年度以降になりますけれども、31年度以降になります。復旧のほうはさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 1 番光岡美里議員から「地域支え合いセンターの現状と今後について」質問願います。

光岡議員。

○1 番（光岡美里議員） 「地域支え合いセンターの現状と今後について」お伺いします。

平成30年7月の豪雨災害から4カ月たった10月に、坂町においても坂町地域支え合いセンターが開設されました。市町に設置される地域支え合いセンターが担う活動として、豪雨災害被災者の孤立死や自殺の発生予防並びに早期の生活再建に向けて、見守り・相談等を行うとあります。

そこで、坂町における地域支え合いセンターの現状と今後について、以下の点を伺います。

1、巡回訪問の状況、2、個別支援計画の作成状況、3、こころのケアチームとの連携状況、4、平成31年度の取り組み予定。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地域支え合いセンターの現状と今後」についてお答えをいたします。

地域支え合いセンターは、昨年7月豪雨災害で被災された方の見守り・相談支援体制の構築に向け、市町と県や関係機関が連携し、被災者を一体的に支援していくことを目的として設置されております。

本町では、10月1日から専門職の配置が可能であり、事業の目的に即した実績のある広島県済生会へ業務委託し、行政及び関係機関等と連携を密にした事業を実施をしているところでございます。

御質問1点目の、巡回訪問の状況につきましては、第一次訪問として、9月末から10月末までに実施した社会福祉士等の専門職による戸別訪問調査で1,547世帯の聞き取り調査を完了しております。

坂町地域支え合いセンター設置後は、継続支援が必要な世帯及び戸別訪問調査が未実施であった町外のみなし仮設住宅への居住世帯に対して、1月末現在で250世帯を訪問しております。

御質問2点目の、個別支援計画の作成状況につきましては、坂町地域支え合いセンターの戸別訪問調査の結果や、保健師が訪問した情報などを含め、県の定める支援基準に基づき、被災者の課題に応じた支援計画を順次作成をいたしております。

御質問3点目の、こころのケアチームとの連携状況につきましては、こころのケアチームは広島県総合精神保健福祉センター内に設置されており、月1回、こころのケアチーム保健師による「被災者のこころの相談会」の実施や、町保健師の戸別訪問等により、心のケアが必要と思われるケースについては随時相談をし、アドバイスをしております。

また、被災者支援にかかわる関係機関の情報の共有や、被災者の状況確認のために保険健康課が主催をする月2回の連絡会議にも参加していただき、連携を図っております。

御質問4点目の、平成31年度の取り組み予定につきましては、被災者の課題に応じた個別支援計画に基づく支援の継続を重点的に取り組むことといたしております。また、被災者の交流支援等にも引き続き取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 昨年10月に開設されてから、これまで町内の被災者の方々が置かれている状況の把握に努めてこられていることがよく分かりました。

一方で、地域支え合いセンターが行政とどのように連携してあるのか、センターに行ったことがどのように行政に響いているんだろうかというようなところがいまいち分かりづらいという町民の方々の声もいただいているところです。

そこで、これは先ほど町長にお答えいただいた中で保険健康課が主催する連携会議を月2回開催しているということでしたが、そういった会議を設けて連携体制をとっているのだと思います。

そこで、参加されている方々にはどういった背景の方々がおられて、どのように声を反映させているのかという体制をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

地域支え合いセンターが行政等と連携をしている、その連携機関の内容といたしましては、まずは保険健康課の職員、保健師でございます。それと町長の答弁にあり

ましたように、県のこころのケアチームの保健師、また、坂町の地域支え合いセンター、この職員は当然入っておりますし、今現在、高齢者等を支援しております坂町の地域包括支援センター、こちらの職員、また、ボランティア等で現在もボランティアセンターを運営しております社会福祉協議会、こちらの職員も参加いたします。さらに、子供たちを支援していただいております中学校のスクールカウンセラーの方にも御参加をいただいております、ここで出ました課題について、やはり心のケアとか健康状態のみならず、生活再建、住宅をどうしたらいいのか、これからどうして住宅を建てていったらいいのかというような御相談もありますので、それは担当課であります産業建設課でありますとか環境防災課、または企画財政課、これはみなし仮設を担当している課でございますが、そういったところに皆さんからいただいた御意見を反映して相談を受けている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） さまざまな機関と顔の見えるつながりを保っておられることから、被災者の方々の声が必要なところへ届く仕組みをより強固にして、少しでも早い復旧・復興を期待したいと思います。

続いて、次の質問です。

被災の復旧・復興に当たっては、地域支え合いセンターの活動で明らかになった各課題について、先ほど出ました産業建設課さん、保険健康課さん等々、それだけのみならず、役場庁舎内全体での共有ということも非常に大切になってくると思っております。被災されている方々がどのような思いでおられるのか、また、その時々でどのような状況になっているのかということをよく理解して初めて一人一人に寄り添う支援につながると考えます。

そのためには、忙しい中でも、例えば月に1回程度は、各課の課長級の職員さんが毎月継続して連絡会議の場を設けるですとか、そういった情報共有の場が必要になると思っておりますが、庁舎内全体でのそういう会議の定期開催についてはどのような体制をとられているのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 行政、庁舎内での連携体制という御質問でございます。

こちらにつきましては、先月、全課の担当者を集めまして、総務課主催でございます。

した、こちらのほうで全課の担当者、こちらが集まって情報共有をして、これからどういうふうに復旧・復興していくのか、今、担当者が抱える課題は何なのかというようなことを話す機会を設けてもらいました。

ただ、なかなか議員先ほども申しただいたように、一人一人がいろいろな業務を持っており、多様な日々を過ごしております中、なかなか定期的集まるということはまだ難しいかと思いますが、先ほど御説明させていただきました支援者の関係連絡会議、こちらのほうに、随時、担当者参加していただいて、継続した支援につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 忙しい中でも連携体制をちゃんととって、皆さんで共有していただけるよう、これからも期待していきたいと思います。

続いて、次の質問です。

先ほど答弁していただいたように、今後の取り組みのところで、重点的に取り組むということをお答えいただいたんですが、被災者の課題に応じた個別支援計画に基づいて支援の継続を重点的に取り組むというふうにお答えいただいているんですが、具体的にはどのような取り組みをされる予定なのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 今後の取り組みということでございます。

まず、取り組むにはやはり人材が必要でございます。現在、昨年10月1日につくりました支え合いセンターはたかね荘こやうらの1階に設置をいたしております。今、ここに5名の職員で体制を整えて支援をいたしておりますが、到底この人数では足りません。今、坂町の総合福祉センター、社会福祉協議会がございます建物ですが、あちらの2階に坂の拠点、サテライトを、今、予定をいたしております。そこに職員を10名程度さらに配置をして支援をしてまいりたいと思っております。

また、この支援に当たっては、やはり顔の見える関係、信頼関係が必要でございますので、それぞれの担当職員にエリアを決めさせて、例えば坂の仮設住宅であるとか、小屋浦の町有住宅、また在宅の方、それぞれに担当を決めまして支援を継続していくということを考えております。

こういった支援をまたする中で、いろいろな課題も見えてまいりますので、こうい

った支え合いセンターを支えていける仕組みをつくっていかなければならないことも考えております。

例といたしましては、支え合いセンターを支える会というようなものではございません。住民協の会長さんでございますとか、老人クラブの会長さん、民生委員さん、民生委員の会長さんを含め、また、この発災時から坂町に支援に入らせていただいておりますNPO法人でありますとか、被災者のいろいろな団体が入らせていただいております。やはり実際に災害を支援してこられた方の御意見を聞くということも大切かと思っておりますので、こういった会議も2カ月に1回、いろいろ支援者の方にお越しいただいて、こちらの課題をお話ししながら、坂町の実情に合ったもので支援を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 増員体制ということで、一日も早く開設していただけることを願っております。

そこで、私も実際、広報とかで見たんですが、非常勤として職員さんを募集しておられるところだと思います。これから10名程度、非常勤でさらに入ってきていただきたいところなんですが、ここで、非常勤というと雇用に期限があるものだと思います。そこで、期限があるんですが、坂町の一番大変な時期をよく知った上で、その復興に向けて支援をしてくれた人というのは、国からも言われている共生社会を行く行く実現していくためにもとても必要な人材だと思います。そこで、非常勤の期間が終わったら、それだけでもう関係がその方とは切れるのではなくて、その後も安定した雇用の中で、坂町のこれからについてしっかりかかわってもらえるような体制づくりが、ひいては共生社会の実現にもつながっていくと思うのですが、雇用の継続という点についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 現在の地域支え合いセンターは広島県済生会のほうに委託をさせていただいて、済生会さんのほうで雇用をさせていただいております。事業費については町が負担をいたしております。この雇用について坂町のほうが継続してということは簡単に申し上げることはできませんけれども、先ほど申されましたように、地域共生社会というのが今は言われております。坂町には高齢者を支援する包括

支援センターが既に平成12年からつくられております。これと、今回つくっております地域支え合いセンター、こちらのほうがやはり協働して、今後の坂町を支えていく地域包括ケアシステム、地域共生社会に向けての取り組みが必要かと考えております。

また、雇用につきましては、私のほうが雇用しますとか、継続をいたしますとかということは申し上げることはできませんが、仕組みとしてはそういったものをつくっていかねばならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「総合福祉施設整備等を含む今後は」について質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「総合福祉施設整備等を含む今後は」の件についてお伺いします。

坂町が甚大な被害を受けた昨年7月の西日本豪雨災害では、町民の多くが承知のとおり、坂町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターとして大きな役割を果たしました。

現在は、従来のヘルパー事業等に加え、ボランティアセンターとして被災された方に限らず、全般的なボランティア活動に当たられております。

社会的にも、坂町においても、今後の福祉行政を行うに当たり、ますます社会福祉協議会の役割が重要になるであろう今、誰もが支え合える地域社会のための社会福祉を坂町の将来に向けてより充実させるためにも、社会福祉協議会とのさらなる連携や福祉の拠点となる総合福祉施設としての役割を持ち合わせた施設整備が必要と考えます。町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「総合福祉施設整備等を含む今後は」の件についてお答えをいたします。

現在、坂町では、平成30年7月豪雨災害で被災された方の生活再建に向け、安定的な日常生活を確保するため、地域支え合いセンター及び坂町ボランティアセンターが連携して被災者への支援を行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、被災された方の生活再建に当たっては、この二つのセンター

の業務は大変重要であり、相互が連携して事業を実施することが不可欠でございます。

また、こうした災害の被災者支援に限らず、今後、福祉行政において社会福祉協議会の役割が増すことも考えられることから、効率的な体制の必要な時期が参りましたら、施設の老朽度等を勘案をし、社会福祉協議会を含めた総合福祉施設整備についても検討していきたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 今の答弁に、被災された方の生活再建に当たっては、支え合いセンター、ボランティアセンターの業務は大変重要であるということが、相互が連携して事業を実施していくことが不可欠であるとありました。支え合いセンターは小屋浦にもあり、済生会が委託され、業務が行われております。

社会福祉協議会と連携してという言葉が昨日の町長施政方針にもありましたが、行政と社会福祉協議会が連携、社会福祉協議会と済生会が連携という単体ではなく、行政と社会福祉協議会と済生会の三本の柱が一つになるような連携を行うことが重要だと考えます。それを一つの事業として長期に行う、その長期というのは、おおむね復興が終了した後も被災者のメンタル面であるとか支えるよという部分での支え合いセンター業務の長期という意味なんです、長期に行うことが真の復興につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、今回の被災者支援等に係りましては、町及び社会福祉協議会ボランティアセンター、済生会支え合いセンター、この三者が密に連携して取り組むことが最も重要なことであり、そういった認識のもと、これまで被災者の方々に接してまいりました。

おっしゃるとおり、議員さんの言うことが非常に大切なことも十分に認識をいたしております。今後とも、これまで同様、連携を密にしながら、被災された方々の支援に取り組んでまいります。

よろしく御支援のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、このたびの豪雨災害で坂町保健センターも被害を受けたと聞いております。保健センターは、過去には高齢者の入浴施設や料理教室なども行える幅広い活動の施設でしたが、施設の老朽でしょうか、現在は母子手帳の受けとりや保健師の相談窓口、幼児の予防接種などを行っているかと記憶しております。現在の使用状況はどのようなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 保険健康課が統括しております保健センターでございます。こちらのほうの利用状況ということでございますが、今、年間約8千人の方が御利用いただいております。

内容といたしましては、食生活改善推進員による料理教室、これを年に保健センターの中では9回、町内では大体27回程度行っております。

また、乳幼児に関する健診等もこちらのほうで行っておりますし、森浜ふれあいサロンさんもこちらの保健センターを御利用いただいております。

さらには、ここでひよこ教室とか親子のきずな教室という、そういった子供さんの教室をいたしますが、そこで仲よくなられたお母さま方が自主的に集まってお話をされるようなことでも、保健センターのほうを有効に活用をいただいております。

保健センターは子育て包括支援センターというふうなことでも活動がございますので、老朽化ということもございますけれども、入浴のところに関しては老朽化、こちらのほうはやはり平成27年に検査によってレジオネラ菌が検出されたことから、入浴等はいたしてはおりませんけれども、そのほかの乳幼児の方、また、料理教室等での有効な利用をしているということを御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 次に、障害者福祉のことについてお尋ねします。

西日本豪雨災害時に道路が遮断されて、通所ができなくて行き場を失っていた障害者に、はまな荘の1階をデイサービスの場として早急に対応し、支援していただいたことには、坂町の福祉への理解の高さのすばらしさを感じております。

しかしながら、町内の障害者施設ワイワイハウスの現状は大変手狭になっていると聞いております。現在は、ワイワイハウス及びゆずりはの会なども活発に活動を広げており、障害を持つ親の気持ちを考えるとき、障害者が生きがいを持って活動できる

基盤となる施設が必要と考えますが、行政はどのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 議員御指摘のとおり、障害者が生きがいを持って活動する場は非常に重要であると感じております。

法人の施設整備についてですが、昨年、ワイワイハウスが仮作業場として検討した経緯がございます。しかしながら、人員、指導者、また、運営状況等、県の基準に合わず、断念したという状況がありました。

また、障害者の保護者の会でありますゆずりはの会については、現在、活動を盛んにしていただいておりますが、この活動につきましては、B & GやSunstar Hall等の町の施設を利用していただき、水泳やダンス等の事業をしていただいているところでございます。

町といたしましては、施設ということに限らず、現在行っております運営を助けるための町の補助金、社協の補助金等により、今後も引き続き支援をしてまいりたいと思います。

その中で、昨年もありましたように、ワイワイハウス等から施設についての御相談があった場合には、相談に真摯に乗って、どのようにするかという形を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） いろいろ取り組みに協力していただいていることは重々承知しているんですが、次の質問にまたそういうことをつなげていきたいと思っております。

社会福祉協議会の施設は、平成ヶ浜開発のときに携わった坂地区開発事務所が使用していた施設で、平成12年に改修して坂町社会福祉協議会として現在に至っております。

現在行っている業務に加えて、先に今まで質問しました障害者施設や保健センターなど、社会福祉のあらゆる面を総合した、復興を機に、今こそ将来を見据えて幼児や子供や高齢者や障害者など、全ての福祉関連施設を統合した総合福祉施設整備計画を考えるとときではないかと思っております。

そして、将来、その中に優しい施設として誰もが集える場所も必要ではないでしょうか。

現在、次期長期総合計画の策定を進められていると思われませんが、ぜひ総合福祉施設整備を加えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かにおっしゃられるとおり、今のアセンブリー、社会福祉協議会の施設はもうかなりの年数がたっております。構造的にはしっかりした構造というふうに伺ってはおります。

そういう中で、言われることはよく理解ができるわけでありまして、今はやはり一丁目一番地は復旧・復興を全力で進めていくということが行政の一丁目一番地だというふうに思っております。その後、またいろいろな制度の問題もございます。当然、坂町の単独財源で建設するという事はかなりのやはり負担がかかってくるわけでありまして、いろいろな国とか県とも協議をしながら、また、次の長期総合計画も見据えながら、そしてより多くの町民の皆さんの賛同も得ながら、時には負担もいただかなければならないこともあろうかと思えます。そういうことも含めながら、総合的に将来にわたって福祉政策がさらに充実できるような対応はしていかなければならないというふうにも思っております。

ただ、全国的にユニバーサルデザインですか、そういうものも勘案しながら詰めていければというふうに思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「県道坂小屋浦線の現状を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏委員） 「県道坂小屋浦線の現状を聞く」の件で質問をいたします。

豪雨災害の後、県道の必要性と役割が明確になったと思われる。坂地区の1工区内の高架橋、何としても急がねば、坂本郷地区の復旧・復興・発展はあり得ない。今の森浜地区の現状から見て、県道予定地の整備が最大の課題と思われる。

また、中村地区では、災害復旧用仮設道路ができつつあるが、河川・堰堤の復旧工事とともに災害時の補完道路にもなる環状線を含むこの地区の県道・側道の道路整備は並行してできないのか。

小屋浦地区においても、現在の厳しい状況から一日も早く復興・復旧させ、過疎化に歯どめをかけねば。そのためにも県道坂小屋浦線の早期完成を目指すべきと思うが、町長の気概と行政の行動を聞きたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「県道坂小屋浦線」についてお答えをいたします。

県道坂小屋浦線につきましては、平成22年に用地買収に着手をし、1工区の荒神橋までで、現在、59件の用地補償契約を締結いたしており、用地買収の進捗率は、権利者ベース、面積ベースともに87%となっております。

また、これまでに町道大曲2号線から総頭川1号線までの237メートルや、保健センター付近の副道の一部97メートルが供用されております。

御質問の高架橋と森浜地区の県道整備につきましては、住民の利便性・安全性の向上や、緊急時及び災害時における円滑な緊急活動等を支援する上で高架橋は重要であり、坂地区の復旧・復興や将来の発展のために必要不可欠であると考えております。

また、昨年7月の豪雨災害により工事などが中断されておりましたが、昨年末から森浜地区の工事が再開され、引き続き、まとまった用地が確保できた場所から整備を進めていただくとともに、今月末には高架橋の詳細設計に着手していただく予定となっております。

次に、中村地区における町道坂東環状線と県道の整備につきましては、同地区の明神川や上条地区の総頭川及び大判川においては、国による砂防堰堤の整備に伴い、町道坂東環状線の計画範囲と工事用道路の範囲を重ねて計画をしていただいております。砂防堰堤の工事が終了した後は、引き続き、坂東環状線として町が整備や管理をしてまいりたいと考えております。

本町の復興を加速していくためにも県道の早期完成は重要であると考えており、引き続き、国や県に対し事業促進を強く働きかけるとともに、県道を骨格とする町道の整備についても推進をしてまいりたいと考えております。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏委員） 町長、12年間で年に1回はこの県道問題を出してきました。それからほかの議員からも高架橋も出してきた。私も何度も出しました。

しかし、今までは全く明確な回答もなかったんです。だけど、このたび初めて、町長、さっき言われたように、設計段階に入る、今月末には。これ、設計段階でしょうけど、これは、私、12月に言うたときも、この話は設計段階に入る言いよったんじゃないけど、本当に明確にこのたびはこの3月末には出るのか、その辺を聞かせてくださ

い。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

これまではJR鉄道管理者であるとか、あるいは国道31号の管理者である国土交通省等との調整という形で事前協議、概略設計を行ってきたわけですが、今月末には詳細設計ということで、詳細設計と申しますのは、いわゆる実施設計、この設計をもってこれが完了すれば、次はこの設計図を用いて実際に工事を行っていくといったような詳細設計でございます。この詳細設計を今月末には発注をされ、設計に着手されるというふうに広島県のほうから伺っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏委員） この中で一番目に言いたいのは、今の森浜地区、確かに高架の下ですね、いまだにできない。それから今度は、今先程も町長からも聞いたように、西側、明神川線、ここが今からできるのは確かに言いよったけど、私の言いたいのは何かいえば、あの県道を造るためには、県道ではなくて災害道路を造りよりますね、もう上条のところまで。この道路を利用しながら、さっき併用にするかいうんじゃけど、これが明確にできるのか。その中に何かあるかいうていうたら、町長は何か8月の新聞の談話で、県道はトンネルで結ぶという話を出しましたよね、県道。県道小屋浦線をトンネルをつけるという中国新聞の談話を出したのを覚えとってですか。これは本当にトンネルを造るつもりなのか、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、そういうことも県、あるいはまた国のほうにも要望、要請をしておるということでございます。よろしゅうございますか。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏委員） 確かに町長が思いつきじゃなくて、はっきりそれを聞かせてもろたんだからいいんですけど、まず私がもう一度言うけど、今度はその県道ができる、小屋浦地区に関して、これが今までに県道のために何かあったかいうたら、小屋浦地区にできとるうらら橋からの県道ですね、このたびの災害で小屋浦の県道は確かに有効じゃったんです。それで全部できたできた言いよったけど、本当は12月にも言ったようにできてないんですよ、県道は。側溝がまだ全然ふたがしてなかった。

だけど、それをせずにおいても、このたびの災害では本当にあれは役に立ちました。うらら橋から上を救援に来る、僕も7月の十何日ぐらいにのぞいたけど、とにかく救援の車がとまってくれる。それから家族、町外におる家族の車をとめる。それがあそこに全部とめて、あの流れた新開地から、全部流れた分の家族も来る車もずっととまりました、私も朝晩ずっと回ったけど。しかし、森浜地区、坂町本郷の県道はどうですか。全く役に立たんです。どうしてかいうたら、確かに道路をまず最初にやりました。7月18日はもう済んどりました。それなのに、一番上にはすぐガードレールつけて、下にもガードレールつけて、そしたら何のための県道か。だから、私、前にも言うように、県道じゃない、町道のつもりで、その辺は町として利用することはできなかったのか、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、小屋浦地区におけます県道坂小屋浦線は、災害の応急対応、あるいは被災された住民の方々の一時的な駐車場等々、非常に有効で、この道路があったために、被災からの土砂撤去等の速度というのは相当違ったものだというふうに感じております。

坂地区におきましては、坂みみょう保育園付近の237メートルにつきまして、県道が供用をしておった関係がございます。こちらの道路があった関係がありまして、これも一時的な土砂置き場であるとか、その後の復旧・復興の進度というものも相当違ったものであったというふうに考えております。

実際の応急対応の時期におきましては、これは広島県さんの管理する道路ではございますが、坂町も連携してこの応急対応に当たっておりまして、広島県さんのほうには一時的に、例えば、本来であれば文書で交わさなければならないようなものも、応急的な内容ですので、口頭でここを使わせてくださいといったようなことで、工事用の例えばハウスを置かせていただいたりとかいったようなもの、あるいは土砂の撤去を行うに当たって、一時的にここに置かせてくださいといったような、県と町との信頼関係の中で柔軟に使わせていただいたということがございますので、今後も引き続き、広島県と、県が管理する道路ではございますが、町もこれに協力しながら、より柔軟な管理をさせていただきながら今後も対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏委員） 最後になりますけど、これからの計画の中で、どうしてもやはり小屋浦を、この過疎化をだけはどうしてもとめにゃいけないのです。そのためには何が要るかいうたら、やはり今できよる小屋浦線から、町の費用を使ってでも、道路まででも側道とかをするのがあれば、それもあし、今の堰堤を造るのもたしかですが、それもあしの中に、今、とにかくこのたびの災害、私がいつも言うように、背中に道路がないのは坂町だけなんです。そうなれば、やはり坂町は県道を通して、小屋浦からはクリアラインにも乗られやせん。それを考えれば、県道だけは造らにゃいけないのだから、小屋浦地区からでも回すとか、それから今の災害の道路を利用したんと、早くの計画、少しずつでもいいです。でもそれをやりよれば、町民も何とかしてやりよるんじやのいうて見てくれるんですよ。しかし、人間には悲しいかな年齢がありません、寿命があります。だから一つでも望みがあったら、できよるかの、してくれるかのいうのを、明確な、小屋浦しっかりでも進んでやってもらえんか、その辺を、町長、聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 施政方針の中でも述べておりますけれども、年度を変わりました、4月以降はあらゆる手段を講じて、小屋浦地区のみならず、坂町全体が元気になるように、活気が出るように努めていきたいという強い決意は持っております。

ただ、先ほど申しておりますように、やはりどの地域もそうなんです、今回は雨による土石流で被災をしたわけでございます。やはりこれをまず食いとめることを一丁目一番地でやっていくことが、その後の地域の活性化、発展にもつながってくるものだというふうなことも思っております。そういうことを総合的に勘案しながら、懸命にそれぞれの地域が復興し、さらに被災前よりも元気になるように頑張っていくという思いは強いものを持っておりますので、よろしく願いたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ここで、6年生の児童の入れかえがございしますので、暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時13分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番大田直樹議員から「被災者用災害公営住宅の建設の大綱は」について質問願います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 「被災者用災害公営住宅の建設の大綱は」の件について御質問いたします。

30年7月豪雨災害で被災された方の仮設住宅での期限は2年間とされておりますが、御自身で家を探して出ていかれる人もいれば、仕方なく仮設で生活されている方、仮設以外にも公営住宅に入居されている方など、これからの生活が心配の御様子です。

そこで、町でも被災者用災害公営住宅の構想はお持ちでしょうが、いつごろ、どこへ、どのようなものができるのか、公開できる範囲で大綱を示してほしいと思いたしますが、町当局の見解をお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「被災者用災害公営住宅の建設」についてお答えをいたします。

被災者向けの災害公営住宅につきましては、12月定例会において、災害公営住宅の建設も視野に入れながら、被災者の方々への意向調査を踏まえ、対応を考えていることを表明いたしました。

12月から1月にかけて行ったアンケート調査によりますと、災害公営住宅が建設される場合、主に坂地区、小屋浦地区を希望する方が多い結果となりました。

現在、町といたしましては、未回答の方や、分からないと回答された方を含め、対象者を絞った上で、訪問または電話による調査を2月中旬から開始をし、より詳細な意向を確認をしているところでございます。

今後、議員御指摘のとおり、応急仮設住宅や公営住宅の無償提供期間は2年間であることから、その後の生活の受け皿となる災害公営住宅の建設を早急に行う必要がございます。

このため、被災者の方々の意向をさらに確認しつつ、建設場所や整備手法について、実現可能な案を早期に決定するとともに、建設用地を確保し、災害公営住宅の整備を進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 私が一般質問出させていただいたのが2月12日に、そして2月15日の中国新聞の朝刊で、災害公営住宅、広島県が事務代行というふうに発表されました。町と協議しながらいうふうに新聞では載っておりました。

そこで、町の意向として、公営住宅、まずもって集合住宅なのか、戸建てなのか、そこらあたりはいかがお考えでしょう。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

現在、第2回目の被災者の方々に対する意向調査、こちらにつきましては、1回目の調査をもとに、仮住まいをされている世帯に1回目の調査で災害公営住宅を希望される世帯を追加し、さらに応急仮設住宅等で自宅に戻られる方は差し引いた方に対しての訪問調査、これを2月中旬から行っておるところでございます。

そうした結果に基づきますと、現在、坂地区では主に集合住宅を希望される方が多い。また、小屋浦地区では主に戸建て住宅を希望される方が多いといったような結果は出てございますが、具体的にこれをどこにどういった形でというのは、現在、精査、取りまとめ中でございます。現時点ではこういった集合住宅、戸建て住宅、両方も地区によってばらつきがあるといったような状況になってございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 町民の意向ということであれば、町民の意向を十分に尊重していただいて、そのように対応していただきたいと思っております。

それで、人数とか大体戸数、どのぐらいまで把握できておるのか、分かっている、まだ調査中なのか、大体もう出ておらないと、今の仮設が、申しましたように2年間、それまでに大体つくっていただいて、そちらのほうへ移っていただいて、今あるところはあくまでも仮設ですから、やはりプライバシーみたいなこともあります。しっかりとそういった公営住宅をつくっていただいて、今までと同じようなとはいかないでしょうけど、それに近い形で生活ができるように早急に考えていただきたいと思っておりますから、そのスピードが問われるわけです。ですからそこで大体どのぐらいまで造るとかいうふうなのが決まっておいたらお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えをいたします。

現在、1回目の意向調査につきましては1,055件の調査をさせていただきました。2回目の意向調査につきましては、対象の方は167名の方から調査をさせていただきまして、現時点では164世帯の方から御回答をいただいているところでございますが、調査結果につきましては、現在、精査、取りまとめ中ということでございまして、この場で何件ということは申し上げることはできませんけれども、おおむねの規模感としましては、第1回目の意向調査が、災害公営住宅を希望されるとした方が43世帯いらっしゃいましたので、それと同等かそれ以上ぐらいの規模感になるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） まだそういった段階ですかみたいなことしか言えないんですけど、造ってからのあれで、今は考えていらっしゃるのか、考えていらっしゃらないのかあれですけど、公営住宅にいたしましても、やはり無償化、安い家賃で何年とかいうふうなものも今から決められるのか、やはり5年とか10年とか、きっとそういったよそをいろいろ調べさせていただいても、そういうふうな年が切ってございます。坂町らではそこらあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

災害公営住宅と申しますのは、災害により住宅を失いまして、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、低廉な家賃で提供する公営住宅といったことでございまして、無償ということにはなりませんけれども、一定の国からの家賃を低廉化するための国庫補助が得られる仕組みとなっておりまして、その仕組みの中では、例えば災害公営住宅の用地を町が買収する場合には、20年間の補助が得られる。あるいは用地を町が買収しない場合でも、10年間の補助が得られるといったような仕組みになってございます。

しかしながら、家賃の低廉化をいつまで行うかということは、これは補助事業の内容ではなくて、幾らにするかとか、あるいはいつまでにするかというのは町が決定する事項ではございますが、そういった補助事業の収入の状況等も勘案しながら家賃の決定等を行っていき、いつまでというのは、基本的には長期間安定した生活を営んで

いただくということでございますので、例えば5年とかいうことではなくて、基本的には家賃を払っていただける間は住んでいただくというのが基本ではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） わかりました。

それにしましても、長い間、ずっとそこにいるということは、あくまでも借家でございます。その中で、頑張って、よし、何年したら小さくてもいいからというふうな方もきっといらっしゃると思います。

きのう、ちょうどテレビを見ていました。鶴瓶の家族に乾杯いうやつです。そしたら、岩手県釜石のほうに行って、そしてやはりそういった仮設の方のところを訪ねていらっしゃいました。そしたら元気なおばあさんがいらっしゃいました。そして、何と何と、その方が笑いながら、笑いは元気の源だと。何歳に見えますかとあれしたら、95歳だそうです。そして、その95歳の方が、そこを出られて家を造るというんですね。95歳の方が家を造ると。いや、驚きました。やはり借家は借家ですから、そういうふうに出てから一軒家を持ちたいと。

そこで、出る方に、自力でそういった家を造りたいという方に、自力再建支援制度というふうなものが大体ございますが、坂町あたりではそこらも並行して考えていらっしゃいますか、どうですか、そこらあたりをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） お答えさせていただきます。

大田議員御指摘の自立再建の支援制度、これは民間の金融機関の御支援というか、御協力もいただきながら、可能な方は、できるだけ自力で頑張って再建していただく。それからついこの住みかとして自分の御自由がきくような形で自力で再建していただくのがベストの形だと、最良の形だというふうには考えておりますが、そうは申しましても、非常に高齢で収入が限られている、年金だけでは自力で再建が難しいといった自力再建が困難な方に対しては、やはり行政が災害公営住宅の制度も活用しながら、早期に仮設住宅、仮住まいから解放されて、プライバシーの保たれた家で生活していただくということが大事かというふうに思っておりますので、そういったところも含めながら、災害公営住宅の建設場所、戸数、それから戸建てなのか集合住宅なの

か、これについては建設する土地の確保、集合住宅になりますと、可能な土地も限られているというような状況もございます。そういったところを意向調査をさせていただく中で、皆さんの意向を集約し、最終的に町のほうで候補地を絞り込んでまいりたいと思います。絞り込んだ段階で、被災された方々がどこどこが候補であるのであれば、こっちのほうがいいとかいう判断もまた変わってこようかと思っておりますので、そういったことを、順次、町のほうでも候補地等について情報提供をしながら、それを被災者の方からまた意見をお聞きしながら、建設戸数、建設場所等を絞り込んでまいりたいと思っております。

議員のほうから御指摘のあった自力再建の支援の融資制度、こういったものについても、意向調査の中で、こういう制度がありますので活用いただくことが可能ですといった形で情報提供もさせていただいておりますし、今後の被災者の方との接触の中で、そういう意向がある方については、こういうところに確認していただければ、その詳細が分かりますとか、町が間に入る形で情報提供なり相談に乗ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） ありがとうございます。

今、答弁いただいた中で、まだ土地が決まってないのかないうふうな印象を受けました。というのは、予算書を見ますと、一応、予算に上がってるわけですね。上がってるということは、やっぱり私らにしたら、もうある程度、土地が決まっってから予算組みしとるんかないうふうに私は受けたんですが、今の技監の答弁じゃったら、まだ今からみたいな感じを受けたんですが、いかがなんでしょうか。決まっているのであれば、明らかにしなくてもあれですけど、いや、決まってますとかいうふうなのが言えるのかどうなのか、ちょっとそこらあたり、これ、5問目ですか、よろしく。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 小屋浦地区につきましては、先ほど答弁で申しましたように、戸建ての住宅を希望されておられる方が圧倒的に多いということも調査の結果で報告を受けております。小屋浦地区も今から砂防堰堤等もどんどん進んでくるわけでありまして、2年以内には何とか完成をさせていかにやいけないということでもあります。

そういう中で、被災をされた方の住家が、今、解体をされてきておりまして、小屋

浦地区全体で虫食い状態になっておるような状況でございます。そういう中で、御協力をいただける用地がございましたら、そういうものも活用させていただきながら、虫食い状態を解消するための個別住宅を建設ができればいいなというふうな思いで、今、思っておるところでございます。

また、坂地区につきましては、いろいろ候補地を、そうはいいまして、なかなか候補地がないんですね、大きな候補地が。そういう中で、いろいろ、今、吟味をいたしておるところで、調査をいたして検討いたしておるところでございますので、このことにつきましては、ちょっともう少し煮詰まって、また議会の皆さんにも御報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「道路に併設する排水路の計画的な見直し・整備を」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「道路に併設する排水路の計画的な見直し・整備を」の件で質問いたします。

昨年の西日本豪雨災害では、坂町も多大な被害に遭ったことは周知のとおりでございます。二度と同様な被害に遭わないように、今回の災害を十分に要因分析しながら、どう工夫、改善し、安全・安心な町に復興、発展させていくのか最重要課題として町行政に求められている時と考えております。

昨年の集中豪雨では、時間雨量50から70ミリ、24時間雨量250ミリから350ミリ降ったとも言われ、まさに昨今の異常気象状況そのものであります。

集中豪雨のとき、横浜東一丁目地区の主要道路が水がたまって、一部床下まで排水が流れ込み、なかなか引かなかったという問題がありましたが、これは雨水が流れる排水路の容量不足であったものと考えられ、より早く滞水池に排水が流れ、ポンプでくみ上げていく状況になかったものであると考えております。

ほかにも、低地帯、旧市街地の道路に併設された排水路は容量不足が多々あると思われませんが、整備、見直しが全体に遅れているのではないかと伺わざるを得ないと考えております。

そこで、滞水池がきれいに整備された後、水害を小さくするために排水路の確保は非常に大切であり、以下の視点で調査することを提案いたします。

- 1、道路の片側だけの排水路で水量を賄えるのかどうか。
- 2、道路幅員に対し排水路の大きさは適正か。
- 3、上流地区から雨水が合流する排水路で容量は大丈夫なのかなど、現状をしっかりと調査し、計画的に見直し、整備していく必要があると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「道路に併設する排水路」についてお答えをいたします。

昨年7月の豪雨災害では、町内各地で大規模な土砂災害や浸水被害が発生し、家屋の流出、道路や河川の崩壊など、想像を絶する甚大な被害をもたらしました。

本町では、7月5日から8日にかけて大雨が連日続き、特に7月6日午後6時から7時までの1時間の降雨量は67ミリメートルという記録的な豪雨となり、このときに横浜ポンプ場の排水ポンプは正常に稼働していましたが、排水区域内の道路等では一時的に冠水する事態となりました。

この原因といたしましては、議員御指摘のように、横浜ポンプ場へ流入している道路側溝等の排水能力が不足していた可能性も否定できないと考えております。

このようなことから、町といたしましては、低地帯にお住まいの住民の皆様が安心して生活することができる住環境づくりを推進するため、横浜ポンプ場を含め、町内5カ所の雨水ポンプ場排水区域内の道路側溝等について、排水能力に関する現況調査を実施してまいります。

この調査では、道路側溝等が雨水を遅滞なくポンプ場へ流下させるために必要な排水容量、水路断面や勾配及び水路の通水機能を疎外する構造上の問題の有無等について調査をし、排水能力について問題点を明らかにし、必要に応じて計画的な改良を実施してまいりたいというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 昨日のこの現況調査2,700万円の補正予算、これが該当するんだろうと思うんですが、これで進めていこうというふうにされとるというのを理解しております。

あと、この現況調査実施するのが町内5カ所の雨水ポンプ場、排水区域内というふ

うに限定されとるんですが、この辺を委託するときには町が指示した内容いうのをもう少し詳しくお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

業務の発注につきましては今後ということになるんですが、対象地域については、議員おっしゃられたように、ポンプ場で自然流下で河川や海域に排水される区域を除き、排水ポンプでくみ上げて排水せざるを得ない、いわゆる低地帯の区域、これがポンプ場排水区で言いますと五つの排水区がございます。この排水区の面積等については町のほうで把握をしておりますので、この五つの排水区の数に応じて詳細の調査を実施していくよう、今後、業務発注をしていく予定としておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 予算がついたから、今後、やっていくということで、これ、期間的にどれぐらいかかるのか、最後に計画的な改良というふうに入っておるんですが、やはり予算も必要ですから、結構時間がかかると思うんですが、委託した内容を受けて、町が計画的に実施していくんだろーと思います。この辺の大まかなスケジュール、要は31年度内に何か所かはちょっと早くやっていくんだというように予定でいくのかどうか、その辺もちょっとお聞きします。実際の工事を実施するのが、31年度には入っていけるのかどうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

この業務につきましては、計画では本年12月末までの工期で検討を実施していく予定としております。この12月末までの調査結果をもとに、できれば年度末までにその調査結果をもとにどういった改良が必要であるかとか、そういったことについての整理を行いまして、可能なら平成31年度に調査を行い、平成32年度から対応が必要な排水路の改良等を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと思ったよりペースがゆっくりしとるなという感じがするんですが、今からすぐ委託していけば、年度内というか、31年度内には着工入れるような気がするんですが、ぜひどどん前倒しで、もちろん6月、7月の雨季には間に合わないとは思いますが、もう問題がある箇所ですから、ちょっと早目に

動くように検討いただきたいんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

町といたしましても、議員さん同様に、この浸水対策というのは重要な都市基盤の整備でございますし、浸水被害が発生しないように対策を講じていく責任がございますので、議員さんおっしゃるように、可能な限り早く必要な対策が講じることができるよう町としても努力をしてみたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） あと、今、坂町内全体の道路を見回してみますと、排水路にふたかけ随分やっていたいております。よその町よりは進んで排水路にふたかけやっております。やはり町の道路が狭隘な場所が多いということで、これすごくいいことなんですが、やはりこれまでふたかけをしたんですが、現状の水路に対してふたかけをすると、すごくやっぱり小さくなっておるんですね、容量不足の。それが、最近、やたら目につくと。要は、最初の道路を設定したときの排水路というのは、しっかり容量を計算して、これだけは要するというのでやとった。ふたかけをします。ふたかけをするときには、やはり車が通るから、しっかり強靱な形をつくるから、容量が小さくなる。それをそのままずっとやってきたんが坂町の道路行政じゃないかなと思っております。その辺も、今、全部どうのこうのじゃないんですが、そういうふうに、町長、苦笑いしよってですが、何か道路もやっぱり以前もやったように、これから新しく造るところとか、また、個別に言ってなんですが、私が住んでおるところは物すごくしっかりしとるんですね、排水路が、新たに造成した団地というのは。だからそんなものをしっかり造って行って、安心に住めるところ。避難は大事ですが、避難せえでもいいところをもう少しどンドン増やしていく。そういう意味では、しっかりこれも一つ効果のあるあれだろう思いますから、もう少し排水路のふたかけをするときには、少し考えながら、ちょっと大きくするなりして、しっかりふたかけもやっていただきたいと思いますが、その辺をトータルでいかがですか。町長、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃることはよく分かります。当然、これまでの側溝等の整備につきましては、今回のような時間雨量67ミリということは、多分、想定をしてない中で整備をしてきたというふうに認識をいたしております。

今後、調査をしまして、新たに改修とか改築とかするようなことが起きてくると思いますが、やはり時間雨量67ミリという実績があるものですから、そこらも勘案しながら、そういう雨量に耐え得るような排水設備を整備をしていかなければならないというふうに思っております。

ただ、一気に、町内全域があるものでありますので、例えば坂地区でも森浜駅前のほうは大変な状況もございました。それから小屋浦もそうですし、横浜もそうです。そこらも急を要するところから、毎年、計画的に予算を配分しまして、整備をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「豪雨災害の支援金などの状況確認」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「豪雨災害の支援金などの状況確認」をさせていただきます。

7月の豪雨災害から半年以上過ぎました。2月4日現在、支援金などのうち、義援金については県からの歳入分をそのままストレートに被災者の皆様に分配され、基本的には完了されていると聞いております。

一つ目、義援金についての2次配分以降の追加分について、遺憾なく処理されているかどうかを伺います。

2点目、坂町災害支援金並びにふるさと納税の災害復旧・復興支援金は、全国から坂町への寄附金として入金され、この歳出先は被災者災害見舞金とし、早期に処理すべきだと考えますが、見解を伺います。

3点目、坂町災害支援金の現在高と、今後、どのように使用されようとしているのかを伺います。

4点目、ふるさと納税の災害復旧・復興支援で集められたお金の現在高と使用目的を伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「豪雨災害の支援金などの状況確認」の件についてお答えをいたします。

災害支援金とは、一定の基準により被災者の方へ直接配分される義援金とは異なり、

応援したい自治体に寄附を行い、自治体が災害復旧・復興、被災者支援のために資金を役立てるもので、使途は自治体に委ねられております。

本町では、昨年7月10日に坂町災害支援金の窓口を開設いたしました。ふるさと納税につきましては、9月3日から災害復旧・復興支援として使途の追加を行ったところでございます。

御質問1点目の、義援金の第2次配分以降について、遺憾なく処理されているかについてでございますが、義援金の配分は、県の配分委員会からの通知に基づき被災者の方に支給をしているところでございます。

引き続き、第3次配分以降も、配分通知に基づき被災者の方へ速やかな支給を実施をいたします。

御質問2点目の、坂町災害支援金、ふるさと納税の災害復旧・復興支援を被災者災害見舞金として早期に処理するべきと考えるが、見解を伺うについて、また、御質問3点目、災害支援金の現在高と使途について、御質問4点目の、ふるさと納税の災害復旧・復興支援の現在高と使途についてでございますが、関連がありますので、一括してお答えをいたします。

まず、現在高でございますが、2月末現在、坂町災害支援金が1億9,796万931円、ふるさと納税の復旧・復興支援分が508万4千円となっており、市町村振興協会災害支援金と合わせ合計2億1,189万4,931円を寄附金として受け入れております。

使途につきましては、災害復旧・復興、被災者支援に係る事業のうち、国庫支出金や災害復旧事業債など、地方交付税による財源措置のある起債が充当できない費用の財源に活用したいと考えております。

平成30年度につきましては、災害応急対応、公共施設の修繕等の財源に活用し、残りを災害復興基金に積み立てることとしております。

平成31年度以降は基金を取り崩し、防災行政無線戸別受信機の無償貸与事業、災害派遣職員人件費や災害公営住宅用地の財源に活用したいと考えており、議員御提案の被災者災害見舞金としての使途は考えておりません。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 私が、これ、一般質問を出したのが、上のほうにありますよ

うに日付がありますね。2月4日なんですよね。まさに1カ月前にお出ししたんで、かなり進行しているんです。答弁全て補正予算で出ております。したがって、こういう見舞金にかかるもの、これが大分遅く、今回、報告上がって、このことについて、行政の後出しじゃんけんみたいな形ではだめじゃということを取りあえず申し上げておきます。前向きに、見舞金ですから、県外の方もおるし、町民の方もおりますんで、前向きにこの辺はどんどん報告してもらいたいなと思っております。

まず、再質問につきましては、2項目めの坂町災害支援金につきまして、特に伺いたいと思います。

まず、先ほど答弁ありましたように、坂町災害支援金を設定したのは7月10日と答弁がございました。金の使い道、ルールはどのように取り決めしたんかどうかを取りあえず伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

災害支援金につきましては、全国からたくさんの方の温かい御支援をいただいたわけなんですけど、坂町を指定をしていただきまして、坂町の復旧・復興のために使っていただきたいということで全国から支援金をいただいたところでございます。そこなんですけど、義援金につきましては、例えば日赤等を通じまして、その機関から被災者の方々へ直接義援金はお渡しさせていただくものなんですけど、この支援金については、町自体が行う復旧・復興事業に充てさせていただくということでございます。前向きに報告すべきだということでございますが、その額が確定するのが年度末ということでございますので、予算を計上させていただいたのがこの時期になったということでございますので、そのところは御理解のほどいただきたいと存じます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） いろいろとどさくさの中、私に寄附したいという人がやっぱりおられまして、友人ですね、実は義援金はストレートに入って、県に入ってこっちに来るんで遅いから、実は坂町災害支援金、いわゆる郵便局の口座ですね、あっこに振り込んでやということは何人かに一応実は言ったんですね。それは、結果としては今の行政ルールに沿ってはいないかもしれんですけどね。私もホームページを見ながらそのことを友人に言ったんですね。でもほとんどの寄附された方は、被災者用の見舞金になってると思ってると思うんですけど、この認識がちょっとずれてるんじゃないかと

思うんです。

ただ、今の確認は、寄附者の追跡調査をされました？私は何人か依頼した友達に、実はこれは坂町の財政のほうに入るんよと、財源になるんよというようなことで、そうなん、それは被災者に配ってもらいたかったということの意見を何名かから聞いたんですが、行政としてはその寄附金をどのようなことで、アンケートでもいいんですが、追跡調査をされました？

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

追跡調査と申しますか、全国から温かい寄附金をいただきまして、こちらのほうにつきましては、それぞれの方にお礼状をお出しいたしております。

思いといたしますか、それは坂町の復旧・復興に役立てていただきたいという方がほとんどだと思っております。それなもんですから、義援金ではなくて、坂町を応援するために坂町を指定して支援金としていただいたものと理解しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと支援金には、さっきも申し上げましたが、質の性格の違いがあると思うんです。例えば私が思ったのは、坂町災害支援金は被災町民に行くもの、ふるさと納税とか市町村振興協会寄附金等々は行政の財源となるものではないかと私はずっと思ってきたんですが、その辺の見解はどうですか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

町のほうも被害を受けまして、すぐにこの災害支援金の窓口といいますか、皆様の御支援をいただきたいということでホームページに掲載をさせていただいております。その中には、支援金はあくまでも町を指定いただいて、町が行う復旧・復興の財源に充てさせていただくものということで明記をさせていただいております、あわせて、支援金と義援金の違いについても同じホームページの中でその区分についてお知らせをさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 4点目です。

現在、答弁ございましたけども、全国から寄せられた寄附金、これが1億9,70

0万円余りあるという答弁でございました。これは浄財ですよ。皆さんが本当に集められた金を寄附いただいたんですね。この中で使い道のほうなんですけど、例えばこれはいいと思うんですね。防災行政無線戸別受信機、これにはかなり町民に質問がありますんで、私はいいと思うんですけど、それ以外がやはり被災者の見舞金にしてもらいたいというのがこの私の感覚でおるんですけど、改めて確認をお願いします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午前11時59分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

先ほどもちょっとお答えをさせていただきましたが、義援金は日赤等を通じて寄附をいただいた方が、日赤等を通じまして県の配分委員会を経由して、直接被災者の方に支援を届けをする制度でございます。

町の支援金については、何度も申し上げて恐縮なんですけど、町を指定をいただいて、町が行う財源に充てさせていただくということで受け入れの区分をさせていただいておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 町長、トップ判断として伺うんですけど、既に7カ月が経過して、復興の足跡もちょっとここに聞こえてこないぐらいのことを被災者の皆さん言ってるんですけど、身も心もかなり疲れ果てているんです。だから、ここで坂町にとってはこれは腹が痛んでないお金なんですよ。被災者の見舞金みたいな形で幾らか出されたらどうでしょうか。ちょっと気持ちを伺います。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 0時01分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○7番（柚木 喬議員） 町長に伺います。

既に7カ月たっているんですが、復興の足跡も聞こえてこない、被災者も身も心も疲れ果てている。この坂町災害支援金をベースにした被災者の見舞金をされたらどうでしょうかということをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、坂町のルールにのっとっての見舞金は、被災者の方には、ルールにのっとって提供できる方には提供させていただいております。この支援金につきましては、先ほど来、説明させてもらっておるとおりでございます、やはりその趣旨にのっとって有効に災害復旧・復興に必要な経費に活用させていただきたいというふうなことで考えております。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後 0時02分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「防災士養成で地域防災力の強化を」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「防災士養成で地域防災力の強化を」の件で質問いたします。

7月の豪雨災害から8カ月が過ぎようとしています。復旧作業、公費解体などは進み、災害緊急対策としての砂防堰堤、急傾斜崩壊対策事業などの整備計画が予定され、工事着手されようとしています。

しかし、これらの工事が完成するまでの間、二次災害のおそれがありますし、昨今の全国的な地震、台風災害を考えると、次の災害に向けての備えを十分に行っていく必要があります。

自分の命は自分で守るのは自助ですが、自助だけでなく近助、共助、協働を意識し

て、地域防災力を高めるための活動が急務でしょう。そのために地域リーダーとしての防災士養成を行ってはいかがでしょうか。

広島市は4年半前の豪雨災害の翌年から平成32年度までに、防災士を市内自主防災組織の約半数の950人を養成する予定です。防災士が地域の防災リーダーとして十分な意識・知識・技能を有し、災害時の公的支援が到着するまでの被害拡大の軽減、災害発生後の被災者支援活動、また、平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練など、自主防災組織や他の地域団体との連携で地域の防災活動や防災力強化のための活動が期待されます。今後の災害準備のため、早期に防災士の養成が急務と思いますが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「防災士の養成」についてお答えをいたします。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識で技能を修得した者を日本防災士機構が認証する資格のことを言います。

防災士資格は民間資格であり、取得により特定の権利が得られる、もしくは行動が義務づけられるものではございません。防災士は地域や職場で防災啓発活動などを行うリーダー役となることや、災害時には自主防災会の活動をサポートするなど、積極的に行動することが求められております。

これまで町を通じて県の支援により3名の方が防災士の資格を取得しておりますが、県では平成26年度から地域防災リーダーの養成に変更し、積極的に事業を展開しており、坂町においても県事業に参加をし、平成30年度は実施できなかったものの、平成29年度には26名の方に地域防災リーダー養成講座の受講者証を発行しているところでございます。

このたびの災害を踏まえ、防災士及び地域防災リーダーの役割を改めて認識をしたところであり、引き続き、県事業による地域防災リーダーの養成に取り組むとともに、防災士につきましては、近隣市町と連携し、効率的な養成方法について検討してまいりたいと考えております。

今後も地域の協力による地域防災力の強化に取り組み、より一層の防災・減災対策を進めてまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 4年半前に広島市で豪雨災害がありました。広島市は率先して、その翌年から防災士の養成に取りかかったわけです。4年半たった現在、防災士が1,466人いるとのことなんです。防災士の養成機関がありまして、そこの研修を2日間受けて、試験を受けるというようなことで防災士の資格を取るわけなんです。現在のところ、広島県では廿日市が年に1回ぐらいやって、広島市は年に数回ぐらいやるとるようです。それで、その養成講習会を開くには、大体50名ぐらい必要なんです。1人、講習料と例えば受験料とか登録料を入れて約6万円ぐらいかかるんですが、300万円ありゃ50人の養成ができるわけなんです。50人おると非常に力になると思うんです。それをぜひやってほしいということで、そこら辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

防災リーダーの養成は私も受講しましたんですが、あれはあんまり役に立たんです、実際に言って。それはなぜかというたら、受講したらしっ放しなんです。しっ放しじゃいけないので、この防災士は、できたら防災士をさっきのように50人なら50人やって、それが例えば坂の防災士協会をつくって、それが日々啓発していくということでやっていけば、すごく力になるんじゃないかなというふうな気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員さんおっしゃった養成の手法につきましても、50名以上で一人当たり大体5万円から6万円の受講料ということで、それなりの金額がかかるというところがございます。

町長も答弁で述べましたように、近隣市町とその養成につきまして、広域的に養成の研修を行うことも検討しております。その手法につきましては、新年度におきまして取りかかれるのではないかと考えております。

また、地域の防災リーダーにつきましては、広島県のほうも地域防災リーダーの養成講座というところで補助事業を行っております。町といたしましては、県の事業にプラスして、地域の防災リーダーとなっただけのような方を、毎年、数十名お願いしているところでございます。

また、防災士の資格のほうも、期限も有効期限や資格の更新等はございません。また、それなりに課せられる義務もございませんので、その方たちに取っていただいた

後、また町のほうに協力していただく、そういった義務づけ等も含めて、養成するに当たっては、また今後、課題があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 広島市の場合は、自治会の会長推薦で受講ができるということで、もちろん全額補助ですから無料なんですけど、受講して資格を取ったら、3年間は活動するよというのが条件になつとるようです。

きのうの教育行政方針でもありましたように、防災教育に力を入れるというようなことでもございましたんで、できたらこの防災士がそういうところへ行って防災教育を行ういうのも一つの方法じゃないかと思うわけなんです。

今、3名ということなんですけども、なぜ複数の防災士をつくるかいうことは、住民協に数人とか、例えば10人とか防災士を養成して、その人たちが中心になって自主防災を運営していくということをぜひやっていただきたいと思うわけです。

今、近隣市町と連携していうのがあるんですが、やっぱり坂町が一番被害が大きかったわけですから、率先してこういうふうにするから協力してくれというような形でも持って行ってほしいんです。広島市は即やつとるわけです、翌年から。だから坂町も即やつて、やっぱりいろいろなハード事業があるけども、ソフトでまず自分が逃げる、あるいはみんなで助け合うということが必要なわけですから、それに金を惜しむ、あるいは人を惜しむということがあっちゃいけないと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員さんおっしゃったように、即、広島市のほうはやっておられるようです。坂町といたしましても、新年度に入りまして養成のほうをすぐにできるかどうかという検討は必ず行ってまいりたいと考えております。

また、防災士につきましては、過去に広島県のほうの事業で無料で資格を取得できるというので募ったところ、やはり応募される方が少なかったというところもございます。

今後は、また各地区住民福祉協議会のほうとそういったニーズがあるかというところもちょっとヒアリングのほうをさせていただきながら、今後の防災士の養成につい

て、スケジュール感もあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） それで、さっき申しましたように、防災士というのを、今だからこそいうことなんですよね、養成していかにかいけんと。直近なんで、そういう環境にあると思うんで、積極的に呼びかけてほしいと。それで呼びかけて防災士を取っていけば、その防災士の人たちが中心になって、いろんな啓発活動なり防災教育なりをやっていくというような形に、例えば協会を作ってからやるとかいうような形で持っていけばええ思うんですね。

ただ、最初はやっぱり行政が積極的にやるということをやっていかなと、一々、住民協と相談してとかいうんじゃないくて、町はこういうふうにして防災士を養成して地域防災をやっていきたいんだというようなやっぱり意気込みを、この際、示してほしいと思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 昨年の7月の豪雨災害では大きな被害を坂町も受けたわけでありまして、やはり行政と地域が、このような被害があったということを共有しながら、今後のそういう災害に対しての対応を図っていかなければならないというふうには思っております。これまでもそういう形で協力をしながらやってきたわけでございますけれども、さらに強いきずなをもって対応していかなければならないと思っております。

そういう中で、今、先ほど担当課長のほうが新年度に云々という話を申し上げましたが、そういうお話も、ある広域都市圏とかそういう中でやったらどうかというようなお話もいただいております、新年度になりましたら、そういうことを詰めていきながら具体化していければというふうに思っております。

同時に、やはり地域住民福祉協議会の御理解がないと、これも町のほうから一方的に、やるけんやってくれ、やるけんやってくれというんでは、なかなか難しんではないかと思っております。そこらも先ほど申しましたように、今回の災害を地域と住民とそして行政がやはり共有をしながら、今後、いかにお互いに協働して、災害の折に一人の犠牲者も出さないようにするためにはどうしたらいいかということもしっかり検討しながらやっていければというふうに思っておりますので、よろしく願いいた

します。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 必要性というものは感じておられると思うんで、とにかく具体的にやっていくと。やはりこういう今までにないような災害が起こったわけですから、何らかの形で変わっていかにかいけんと思うわけです。

さっき町長も言われたように、住民協というのがあるんですが、このたび、例えば小屋浦の状態を見たときに、住民協単位というよりは、町内会での動きがすごくあったわけですね。それで考えてみると、住民協単位じゃなくて、やっぱり町内会とか、行政連絡員の範囲単位ぐらいの組織の中でのやっぱり自主防災の組織づくりとか、そういったものが必要じゃないかと。そうするためには人材の養成というものは必要じゃろうと思うんです。ほいじゃけん、それは余り地域に遠慮せずに、どんどん町がこういう形で地域から被害を出さんように、人命の犠牲者を出さんようにしていくためにはこういうふうにやっていきたいんだというものをぜひ取り組んでいただきたいと。

もう新年度が始まるわけですから、新年度の予算には到底上がとらんわけですから、早目に補正を組んで実現できるような形で、せめて1年がたつ間には立ち上げるような形を考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 立ち上がれるように、当然、我々も努力をしていかなければいけないと思います。昨年の現状を鑑みると、やはり何とかしていかにかいけんということは事実でありますので、そういうふうにしていきたいと思っておりますし、それと、今、奥村議員がいいことをおっしゃったんですけれども、住民協単位ではなく、30軒とか40軒の単位で、不測の事態が起きたときには、お互いに協力しながら避難をするというようなことも、今後、本当に考えていかなければならないと思います。

地域の中でも、例えば30軒とか40軒とかいう地域の中で、そういう単位でやっておられた地域は、大きな災害があっても、早目に皆さんが声をかけ合って避難場所に避難をしておったというような一つの事例もあるようでありますので、そこらもしっかり参考にしながら、これは坂町以外でもそういうことがたくさんあるようであります。参考にしながら、また、住民協、地域住民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、そういう方向性も見出していければというふうに、今、いろいろ考えてお

るところでございますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「降雨状況をリアルタイムに確認できるシステムを導入しては」について質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「降雨状況をリアルタイムに確認できるシステムを導入しては」の件について質問いたします。

昨年、甚大な被害を受けた西日本豪雨災害から8カ月がたち、豪雨災害の傷跡が残る状態ではありますが、坂町は復旧・復興に向けて一步一步前進しています。

緊急的な災害関連事業として、国・県施工の砂防事業、急傾斜崩壊対策事業、坂町施工の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等に取り組んでいます。

しかし、砂防堰堤の早期完成を目指しているが、工事用道路を含む大規模な工事になるため、完成までにどうしても時間がかかります。二次災害防止の応急対策としてワイヤーネット、ワイヤーセンサーが設置されていますが、それだけでは不安が残る状態です。

町民に自主的に降雨状況を把握し、早期避難につなげるための降雨状況をスマートフォンでリアルタイムに確認できるシステムを導入してはどうでしょうか。

現在、広島県では呉市、熊野町で導入を進めており、このシステムを活用する自治体が全国で増えつつあります。被害が多かった地域に雨量や気圧、風向きなどをはかる小型観測機を設置し、町民はスマートフォンの無料アプリで小型観測機からのより詳細な降雨状況のデータを閲覧でき、早期避難行動につなげることができます。ぜひ導入を検討してはどうでしょうか、関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「降雨状況をリアルタイムに確認できるシステムの導入」についてお答えをいたします。

現在、町内の降雨状況、危険度情報、地域の雨量予測などは、気象庁や県のホームページ等閲覧すればリアルタイムで情報を把握することが可能となっております。

また、町では気象庁が発表するこれらの気象情報をもとに避難勧告等の発令の判断基準に照らし合わせ、避難情報を発令しているところでございます。

現在、町内全域において砂防堰堤の設置工事や河川の復旧工事などを全力で行っているところでございますが、降雨時には河川の水位や雨の降り方などが心配になる住

民の方も数多くおられることと思います。その際に上流の河川状況をスマートフォンやパソコンなどで閲覧できれば、自発的な災害への注意喚起にもつながるものと考えております。

町といたしましては、小型監視カメラや小型観測機からの降雨状況のデータをリアルタイムで閲覧できるシステムなどが避難の判断材料となり得ることから導入を検討をいたしており、復旧工事の進捗状況を勘案しながら設置場所などの調査を進めてまいります。

今後もさまざまな手法で防災に対する注意喚起を図り、安全・安心な住みよいまちづくりのため努力をしておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 降雨状況をリアルタイムでスマートフォンで確認できるシステムですが、現在、呉市、熊野町が試験的に導入しているこのシステムですが、高精度のセンサーの小型観測機を被災した箇所に設置して、ピンポイントの気象データを観測することができます。それらをゲリラ豪雨のような局所的な気象の急変にも速やかな対応を促すことが可能です。町外に出ている若い世代がスマートフォンで降雨状況を確認し、家族とか親類にそういった状況をメール、ライン等で知らせることができます。早目に避難を促すことができると思います。

このシステムですが、実際、坂町のほうではこういったシステムを検討をされたのでしょうか、そのあたりをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員さんおっしゃった降雨の状況をリアルタイムでというこういう機器ですが、まず坂町の場合、今現在降っている状況に合わせて避難情報を発令することは考えておりません。気象庁からいただく数時間後にゲリラ豪雨等降雨が予測される場合において、降っていなくても避難の情報を発令することがありますので、そこはまず初めにお答えさせていただきます。

その上で、先ほど議員さんがおっしゃった、よそに住んでおられる方が避難の情報としてその情報を早く入手して、坂に住んでいる方に早目に避難を呼びかけるということについては、ある一定の具体性がありますし、そういった避難の自主的な行動に

つながるのであれば、坂町のほうも検討してまいりたいと考えております。

熊野や呉市が行ったシステムも考えてはおりますが、まだそのほかの会社につきましても、イニシャルコストも含めまして、ランニングコストも含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） ランニングコスト等も考えて導入を検討されることも今後あるということなのですが、昨日の31年度町長施政方針でも発言されていましたが、防災ライブカメラですね、これは導入することを検討されるという発言がありました。この防災ライブカメラですね、河川等の状況をスマートフォンやパソコンで画像を閲覧できるとありますが、そういったことによってどのような効果が期待できますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

防災ライブカメラにつきましては、施政方針で町長が申しましたように、検討段階でございます。というのが、ライブカメラの設置の場所等につきましては、やはり河川のそばが最適なところだと思うんですけども、まだ護岸の工事等が復旧完了しておりませんので、その辺も含めまして、平成31年度に検討というところでございます。

昨年の豪雨災害以来、河川のほうにたまった土砂がまだあるというところで、水位の状況を確認したいという、そういうニーズもありまして、また、国等の支援にもよりにまして、総頭川と天地川と水尻のほうにまたライブカメラのほうを設置していた期間がございました。そのときには、やはり我々もそのライブカメラの映像で危険度合いの情報を把握できたと考えております。そういったところが住民の方々が見ることによって少し安心できるのかなというところがあるので、そういったところにおきましては効果があると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 降雨状況をリアルタイムでスマートフォンで確認できるシステムですが、高性能センサーの小型観測機を設置して、スマートフォンでリアルタイ

ムで確認する。これと気象情報のデータ、気象庁からの情報、こういったリアルタイムのスマートフォンのシステムが全国的に広まっておりますが、実際、どうなんですか。気象庁のデータと余り変わらなかったりとか、あんまり差がなかったりとか、それとも、実際、小型観測システムのほうが制度がよかったりとか、そういった状況、精度の問題はどんな感じでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃった呉市や熊野町で導入しておりますそういったシステムにつきましては、気象庁のほうも一定のお墨つきを与えているというところは聞いております。しかしながら、簡易なものでございますので、それを信用するのもどうなのかなというふうに担当者としては思っております。我々は広島ของ気象台のほうから専門家の意見を伺いながら避難情報を発令しておりますというところがありまして、全くそこで判断基準として使うというところは今のところは考えておりませんが、あくまでも住民の方がそれによって安心感を得られるのであればというところで、一定のお墨つきをいただいているそういった会社のデータも有効なのではないかと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「今後の消防行政について」質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「今後の消防行政について」の件で質問いたします。

消防団は町民の生命、身体、財産を守るため、地域に密着し、住民の安全と安心を図るため、また、有事に備え、水防、消火訓練等のもとより、火災予防思想の普及を図ることを目的に活動されておられます。

特に、このたびの豪雨災害において、消防団員の方々の目覚ましい活躍には力強く頼もしく感じました。しかし、最近、全国的に消防団員が減少傾向にあるようだが、今後の当町の消防行政について伺います。

1、団員の定数は220名と条例で定められているが、現在の団員数の状況、または今後の定数の見直し等の予定はあるのか。

2番目に、他町では女性消防団員が火災予防の啓発や応急手当ての指導など、日ご

ろから普及啓発や広報活動でその力を発揮しております。災害時には避難所の清掃活動や悩み相談など細やかな心配りで避難された方々の大きな支えになると考えますが、女性団員を募集する考えはありますか。

3、災害が多様化する中、団員の報酬や出動した際の費用弁償について、平成9年度から約20年間改定していない。引き上げなどの検討をすべきと考えるが。

最後に、初期消火に備えて地域内の消火栓、防火水槽、消防用具格納庫等の設置場所をマップにして近隣住民の方に配布し、いざというときのために日ごろから確認していただけたらどうか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「今後の消防行政」についてお答えをいたします。

坂町消防団は町民の生命、身体、財産を守るため、平常時には地域に密着し、火災予防思想の普及を図る活動を行い、非常時には住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っております。

また、今年の豪雨災害では、捜索活動及び応急復旧の対応に活躍されたことは多くの町民が知るところでございます。

御質問1点目の、団員数の状況等でございますが、現在、坂町消防団は定数220名に対し欠員が12名となっております。また、人口に占める消防団員定数の割合は、近隣町と比べかなり高いことから、定数を見直す予定は現在のところございません。

御質問2点目の、女性消防団員でございますが、火災予防啓発活動や避難所運営などは、女性消防団員に特化した活動ではないと考えております。このため、消防団員を募集する際には、現在でも性別を問わず幅広く行っております。

御質問3点目の、報酬及び費用弁償の引き上げでございますが、報酬、費用弁償ともに近隣町と比較してもおおむね近い金額となっており、また、これらに係る経費の総額は地方交付税措置を上回っていることから、増額は困難であるというふうに考えております。

御質問4点目の、消火栓等のマップについてでございますが、町では、毎年、消防団及び地区住民福祉協議会の協力を得て、地域の方々に対し初期消火の訓練を実施しております。地域の方々には、マップではなく、訓練に参加することによって設置場所を確認していただきたいと考えております。

今後も、地域防災力の要である坂町消防団との連携を密に行い、地区住民福祉協議会の協力をいただきながら、安全・安心な住みよいまちづくりのため、さらに努力をしてみたいです。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 実は、3年前に質問をさせていただいております。3番目の報酬云々、いわゆる費用弁償でございますが、私は、常々、消防団員というのは奉仕と住民のを守るというその精神でやってきて、私も実は50年前に入っておりますが、そのときは3年待ちましたけども、今はなり手がいないとか。せめて災害の出動時に民間では危険手当とかいうのがあるんですね。時間を問わず、夜間だったら時間外の手当もつきますけども、消防に対してある程度の危険手当等を、どう言うていいんかどうかわかりませんが、そういう方向性というのはありませんか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

消防団員につきましては、町のほうの非常勤の職員等ではございませんので、手当という概念がないと思われまます。

また、消防団員の報酬につきましては年報酬、また、出動したことに対する出動部分につきましては、費用弁償という旅費という名目を出しておりますので、危険なことに対する手当というのは現在のところ考えておりません。

また、そういったことに対しまして、消防の共済福祉のほうの保険の加入等を消防団を通じてお勧めのほうはさせていただいております。任意での加入とはなっております。

また、このたびの災害におきましても、けがをされた方にはそういった保険のほうはおりにいるという状況は伺っておりますので、そういった形で手当のほうはなされていっていると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） まことにお金の問題はないといっても、やはり特別で、これに関連しまして、入団年齢は18歳からとなっております。したがって、危険度が高まると、災害が多様化しとる中において、定年制というか、年齢の制限というのは

ありますか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） すみません、定年制というところは、現在、ございません。年齢で言うところの定年ということであれば、ございません。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） というのが、例えば自動車運転でも免許証返納いうのがあります。まして、私も70歳を超えておりますけども、消防団が現場へ災害時出動するとなりますと、けがをしたら年齢のせいになれるんですよ、実は、不幸にも。ある程度の年齢になったらいかがですかというような方法とかいうのはございませんか。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えいたします。

消防団員の高齢化と申しますのは、実は消防団員に入団される若い人たちがなかなか少なくなってきた。そういったところから、団を組織するに当たって、年齢が上がることによってなかなか退団が難しい状況があるのは議員さんも御存じのことだと思います。

ですが、各消防団の方々においても、そういった世代間循環といいますか、団員の入れかわりというのは各団で考えていただいております。そういった状況も踏まえて、私どものほうから定年を設けてやめてねというのはなかなかできづらいものもございまして、御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） それに伴って、本町では今の例えば高齢の方は後方で現場で先端に行かないとか、特定の活動、役割のみに対して活動する、機能別分団とか機能別部、団員、そういう制度の導入というのは本町にはありますか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

現在、議員さんおっしゃった機能別の消防団、消防の分団ですが、坂町のほうはそういったものは設けておりません。現在、他の市町におきましては、消防のOBの方々や学生であるとか、そういった方に入っていただいて、災害時に後方支援していただくというので設けておる団体もあるのは承知しております。

坂町におきましても、本当に今の消防団のままでいいのかというのを町のほうが判断するのではなく、消防団のほうと話し合いをしながら、後方支援が必要というのがありましたら、そういった形で検討のほうはしてまいりたいと考えておりますので、消防団と一度お話をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） ぜひそのように、高齢化した中においても、部署とかセクションで危険の少ないところにといいことでお願いします。

最後になりますか、では、最後のマップ、いわゆる消防関係のマップについてですが、春と秋に消火訓練をやります。年2回で格納庫とか消火栓の場所を確認するのは少し無理があるように思うので、できれば地域ごとにマップはいかがなものでしょう。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えさせていただきます。

現在、消防のマップについてでございますが、各消防分団ごとに作っているところが多数あるというふうには伺っております。

また、先ほど町長が答弁したように、初期消火の訓練を行うことによって、そこに消防ホース等どんなものがあるか、消火栓がどこの位置にあるかというのを把握していただきたいというのが行政の考えであります。

また、議員さんおっしゃるように、マップをつくることによって、町内全域で消火栓、そういう消防ホースがどこにあるかというのを住民の方が全部承知をすることが果たしていいのかなというのがまずあります。自分がお住まいのところで火事が起こったときに、近隣の方々が初期消火を行うということで、ある一定の規模、10軒とか20軒の単位で消火栓が設置されておりますので、そのあたりは、そこらを常日ごろから見て回っていただくほうが効果があるのかなと。

また、マップを配ることで、それを持っているだけで安心ということになってもいけませんので現在は考えておりませんが、消防団や地区の住民福祉協議会のほうからまたそういった声が上がれば、消防団と協議いたしまして、マップを配布することがいいのかどうかというのも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「平成31年度町長施政方針を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏委員） 「平成31年度町長施政方針を聞く」の件で質問をいたします。

国政では厚労省の不適切調査問題と多くの公文書改ざんなどが取りざたされ、国民の信頼を損ねている現在、我が坂町では、未曾有の豪雨災害により多くのとうとい人命と財産を失い、町内主要住宅街の状況は悲惨な状態である。

町長の31年度施政方針では並々ならぬ決意はうかがえるが、インパクトがないような気がする。時間も予算も人員も限られた中、また、1年間でできる施策、事業は限られている。昨年までの継続事業の中でも何件かを一時休止し、最優先の事業をはっきりと打ち出し、町独自の計画立案はできなかったのか。被災された町民の皆様にはおのおの限られた時間しかありません。坂町では国のような信頼を損なわず、町長の指導力をもって、一日も早い安心・安全な町民の生活及び住環境整備の施策は考えられないのか、町長行政に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「平成31年度町長施政方針について聞く」の件についてお答えをいたします。

平成31年度において、最優先かつ最重要課題として取り組むべきことは、7月豪雨災害からの復旧・復興の着実な推進でございます。

まず、被災した河川、道路を初めとする公共土木施設の災害復旧工事を進めるとともに、被災の主要因である土石流を上流域で食いとめるため、国や県の支援をいただきながら砂防堰堤の整備、治山事業による谷どめの整備や、崩壊したがけ地の災害防止を図るため、急傾斜地崩壊対策を実施することといたしております。

また、大規模災害による被災地を災害に強い町へ再生するため、地域の実態に即した宅地基盤整備に関する復興まちづくり計画を策定するとともに、市街地の浸水防除のための雨水排水能力の検証を行い、被災地における復興まちづくりを行ってまいります。

被災者支援につきましては、自宅を修繕して帰宅される方への支援として応急修理制度による修理費補助を引き続き行うとともに、みずから住宅を確保することが困難

な方に対して、長期間安定した生活を確保していただくために低廉な家賃の災害公営住宅の建設に着手をいたします。

地域防災力の強化につきましては坂町地域防災計画、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを見直すとともに、町独自の施策として、町内全戸を対象に防災行政無線が聞こえにくいなど、希望される方に戸別受信機の無償貸与を開始するとともに、河川等の状況をスマートフォンやパソコンで画像を閲覧できる防災ライブカメラの設置を検討してまいります。

平成31年度はこうした平成30年7月豪雨災害からの一日も早い生活再建、復旧・復興事業に注力するとともに、県道坂小屋浦線を初めとする道路整備、横浜地区の海岸整備などの既存事業についても推進し、30年先も50年先も坂町が坂町であり続けられるまちづくりを創造してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏委員） きょう、町長に施政方針を聞かせてもらいました。その中であれは、ほんま僕から言えば、ちょっとインパクトがない、これが31年度かという気がしたんです。

どうしてかいうたら、この中で、確かに私もこうやって12年間の分の町長の施政方針を全部1週間前から読み返してみて、本当に災害に対して入れとるところがほんの何ページしかないんですよ。そうじゃなくて、やはり町長として見て、これだけやるぞと、インパクトを入れておいて、遅れりゃ遅れてもいいんですよ。遅れるときには、遅れたから続きますというような意思が欲しかったと思うんです。

それがどうしてかいうたら、本当に予算の中を見ても、町長、ええ意気込みでやるとるんですよ、31年度の予算を見ても。だけど、ただ市町村、この辺だったら4町、全部4町が被災を受けとる、呉も受けとる。その中でもうちょっとインパクトが欲しいのは、僕はけちをつけるんじゃないんですよ。その辺を言うんですよ。それはそうでしょ、町長。町長が大好きな県に言わせてみたら、31年度を見たら1兆円を超しとるんですよ、予算。それは湯崎さんはすごいことをしております。それから復興に向けても1,023億円の予算をつけて、そうでしょ、西日本災害、補正の方からしても、一般会計の中でも3,000億円いう災害をつけておりますね。それから財政調整基金の取り崩しにしても200億円、そしたら議員がけちをつけたいうたら、ど

ういうことを言うたか、創造的復興予算と位置づけて歩みをとめないと言っている。町長、それぐらい言ってもらえりゃ、行く行く町長の名声もぐっと上がるような気がするんですけど、その辺をちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 現在、復旧・復興に早期に必要なものを予算組みをしております。それと同時に、今、県、あるいは国のほうも大きな予算を計上しておりますけれども、例えば砂防ダムとか、堰堤とか、あるいは急傾斜とか、あるいは河川もそうなんです、県の管理河川であります。そういう主要なものについては、国と県が財源を捻出をしてやってもらうような仕組みになっております。そういうこともありまして、要するに町として31年度実施する復旧・復興対策というのは盛りだくさんのものがあるわけであります。例えば災害公営住宅もそうでございます。これも何億円もかかります。いろいろなことがありますけれども、トータル的には、今回の災害につきましては激甚災害ということで、国と県が応分以上の支援をしてもらえると、そういう中での予算計上になっておりますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏委員） 町長のその御意見も確かにそう思います。だけど、先ほども県道のときにも言ったように、道路なんですよね。町長が砂防ダムを造れ、行きましたか、現場に。小屋浦の、今、造りよる業者にしても、行ったら、早うできんのか。それは、瀧野さん、そうじゃないんですよ。今、何であっこらへ道路を、あれを造らにゃ、堰堤できんのじゃと、そうでしょ。そしたら、今度は明神川にしても、道路ができんけえ、当分できません。あそこが一番トップのオオツカさんが言いましたよ。

そして今度は私、こっち側、総頭川へ行ったら、総頭川もそうでしょ。総頭川だけあっこまでは行ける。でも聞いたら、大型が入れんから、大型は今の道路を、総頭川線を通らずに行かんから、あそこへ迂回の道路を造ってからやります。そしたら3年、5年でしょ。私の言うのはそこらなんです。遅れてもええ。だからそれぐらいのことを、現場へ行って見て、町長の指示によってできるか。それはどうしてかいうたら、やはり金を使うのもそのとおり。町長がほんまに金を持って帰るのは上手ですよ、ほんまに最高にためるのも。もうちょっと使い方と、それを考えてもらいたい。

それと、やはり町長が陣頭指揮するんなら、いいですか、それはいいですよ、何も自分が。だけど卓上の指揮をするのであれば、やっぱり職員がこれだけおられるんで

すから、それに任すとかした面を少し余裕を持った指揮、要するに視野の広い指揮がやれんか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今回の災害も、一応、全職員と一丸となって、当然、私は行政のトップでありますんで、陣頭指揮でこれまでやってきております。東京のほうへも何度も要望に行きまして、頭をすりつけてお願いをしとるようなことも結構ございます。

そういう中で、あとの実務については福代技監のほうから答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） 建設部関係の災害復旧、それから今後の復興に向けた事業の進め方等については、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

従前から議会の特別委員会等でも御報告させていただいておりますし、町長の施政方針、それから今回の一般質問等でもいろいろと出てまいったんですけれども、まずは坂地区、小屋浦地区、水尻地区など、非常に広域にわたって下流の住宅地にも大きな被害を及ぼした、そういったところの被害を早期にリスクを低減させていく、これが最優先の事業かということで、ここにつきましては、国あるいは県の砂防事業、あるいは一部治山事業等もございますけれども、そういったところで町として大きな災害を招くことのないように、今回のような土砂災害、土石流、洪水と、それから土砂洪水氾濫と呼ばれてますけれども、そういった形態の大きな被害が起こらないようにといったことで、そういった事業を最優先で取り組ませていただきたいというふうに考えておりますし、あわせて住宅の裏山が、いわゆる急傾斜事業ですけれども、そういったところが崩れて、今後の雨によって二次災害のおそれがあるようなところ、こういったところは最優先で取り組むということで、事業についてはその事業の規模等によって、国、あるいは県、それから地元の町が行う事業ということで、規模と、それから危険度、緊急性、こういったところで事業主体はそれぞれ役割分担しながら進めていくといった形になりますけれども、まずは二次災害を防止するような事業を最優先にということで取り組んでまいります。

それから、砂防堰堤を早く進めるためには工事用の道路等も必要となりますし、それから総頭川にしましても、天地川にしましても、現在の主要な道路がいずれも今回

の災害で被災を受けていて、これから道路下を支えている護岸の再復旧を進める過程では、そういったところの通行止め等も生じるという可能性があるものですから、国、県と相談しながら、今後の災害復旧の仕事と、それから新たにつくる堰堤の工事等がスムーズに、それから生活されている町民の皆さんの生活に不自由が生じないようにといった観点から、可能なところを、工事中道路につきましては縫うような形で、あるいは坂、中村地区の明神川のところについては、町として環状線の整備も進めるということで計画しておりましたので、そういった計画にも整合を図る形で、できるだけ早く復旧・復興が進むようにといった観点で計画をしているところでございます。

これから実際の工事に入中では、いろいろまた住民の皆さんから要請、御意見等もあるかと思えますし、議会の皆さんにもいろいろ御意見をいただいて、できるだけスムーズに復旧・復興が進むようにというふうに考えておりますので、引き続き、御支援をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏委員） 町長の並々ならぬ決意と、また、ブレーンのすてきな答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

まず、もう一つだけ言わせてください。

今から、また、町長が余り言っていないところなんです。それ、まず助けてやらにゃいけないのは被災された方。これの被災された方をまずは第一に考えてやってください。

それと、今、言うように仮設、みなし、いろんなあちこち行っとる人の、この人らが、今、東北、神戸、九州、どこも私もあちこち行ってみました、二、三年たつてからが物すごく、皆、落ち込んでるんです。やはり坂町もそのとおりに80%以上が高齢者ですから、こんとにわじと一緒に、このくらいしかないんです。そのついの住みか、これで安心できる所を早くに造ってもらいたい。そうしてやって、この人らが被災に遭った。だけど坂町で、せつかく坂町に今まで住んだのに、最後のついの住みかも、ここにおられる、この気持ちをどうか心に刻んで、これからもとにかく住居、そのためにはやはりその人らが住むところを、町営住宅、公営住宅を建てる、町長も言っておりますね。だけど早目にしてあげて、それも一番身近なところ、歩いて行ける、もう高齢者ですから行かれんですよ。子供のところへ行っても気兼ねしながら長生きできん。そしたら、やはり町内のいいところを探し当てて、早目に処置してやることを一つ頭に考えて検討してください。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、これまでの一般質問の答弁でも少し述べさせていただきましたが、そういう強い決意のもとに取り組んでいきたいと思っております。

今、東日本とか、あるいは熊本地震の関係等いろいろございますけども、そういう災害の復旧・復興に負けないようなスピードで何とかやり切っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「高齢者対応について方向性と再確認」について質問願ひします。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「高齢者対応について方向性と再確認」の件で質問いたします。

平成29年9月定例会以降、幾度となく一般質問の中で高齢者対応についての確認をさせていただきましたが、今後の方向性を含め納得のいかない点がありますので、再度、確認させていただきます。

1点目、我が町の65歳以上の高齢化率が3割に届こうとしていることは周知のとおりだと思いますが、そのことに将来的に予算を移行して行政運営するべきだと思いますが、どうお考えかを伺う。

2点目、高齢者対応で今まで質疑の中で示されたのは、高齢者の一部の人へ利益が特定されるものについて税金で賄うことは不公平、したがって、免許証返納に対しての奨励金は出さない。専門部署として高齢者福祉課などを作る予定はないなどの見解を示されたところですが、他町動向などを踏まえて、31年度の高齢者施策を伺いたい。

3点目、このたびの豪雨災害に絡み、バスの運行について伺います。

高齢者は足がひ弱になります。坂町循環バスが整備され、バス停も多くなり、利便性も増しました。半面、バスの運行は採算重視のままでございます。多くの高齢者が無償で利用できるよう、バス回数券を差し上げるなど、福祉重点の施策としていただきたいが、いかがお考えかを伺います。

なお、添付資料としましてつけさせていただいているんですが、これは免許証の返納についての、自主返納した場合の自治体の支援状況を一覧したものでございます。

6町ぐらいあるんですが、これは免許センターが返納の方にこれを配布しているそう

で、ホームページにも発布されているということで、添付させていただきました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「高齢者対応について方向性と再確認」の件についてお答えをいたします。

本町の高齢者施策に関する予算は、高齢化の進展とともに、ここ数年、増加していることは御承知のことと思います。

御質問1点目の、高齢化率が3割に届くことに対し、将来的に予算を移行しての行政運営をすべきと思うにつきましては、今後も限られた予算の中で、高齢者のみならず、全ての住民の皆様に継続したサービスを提供できることが重要であると考えております。このため、本町におきましては、引き続き、国の基本施策に基づいた高齢者福祉に取り組んでまいります。

御質問2点目の、平成31年度の高齢者施策につきましては、第8期高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を推進し、可能な限り住みなれた地域でお暮らしいただけるよう、健康づくりや介護予防事業、地域の中での見守りや支え合いのできる仕組みづくりに、引き続き、取り組んでまいります。

御質問3点目の、坂町循環バス事業の高齢者対応につきましては、坂町循環バス事業は、坂町第4次長期総合計画及び坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を上位計画とした坂町地域公共交通網形成計画に基づき運営を行っているバス事業でございます。

この地域公共交通網形成計画は、将来のまちづくりを支える地域公共交通、便利でわかりやすい地域公共交通、地域との協働により持続可能な地域公共交通の三つを基本方針としており、こうした観点で、坂町循環バス事業は地域公共交通施策の一環として行っているものであり、福祉施策として行っているものではございません。

このため、循環バス事業では応分の受益者負担をしていただくことが基本であるというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 全体的な答弁を伺って、基本施策に沿ってとか、あるいは事業計画に基づいてとか、建前論ばかりな感じで、今、起こっている現状を加味していただかない答弁になっておるんです。

実は町民目線じゃないと、これ、思うんですけども、まず2項目の質疑内容で、前の議論した内容のことは書かせてもらったんですが、31年度も高齢者を不公平扱いするのかを伺いたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 不公平扱いは、何をもって不公平扱いと言われるのか私は理解ができませんので、御説明を願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） そこに書いてありますけども、例えば予算を向けないとか、公平に扱うとか、平等に扱うとかいうようなことをおっしゃってるんで、そのことが不公平というような解釈をしております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時09分）

（再開 午後 2時09分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それはいろいろな考え方、思いもあろうかと思えますけれども、私の行政運営につきましては、平成31年度も施政方針で申し上げておるとおり、やはり高齢者も含め、また、障害者も含め、あるいは小さい子供さんも含め、全町民に公平にサービスが提供できるような、そういういわゆるユニバーサルサービスですね、それを目指して、今、一生懸命取り組んでおるところでございますので、それは見解の違いが少しあるのかもわかりませんが、そういうことでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 議長、これ、2点目でいいんですか。

○議長（川本英輔議員） はい。どうぞ。

○7番（柚木 喬議員） 2点目でいいんですか。

高齢者の運転事故がかなり増えておりますよね。先ほどちょっと免許証返納について奨励金は出さないとかいうて言われたんですが、この件でちょっとお聞きします。

お配りした資料は、免許証返納者に配っているということで、かなり推奨している

し、各行政も返納について支援しているということになるんですが、つい最近の情報では、海田町がたしか最近、2月19日の新聞でカード型IC乗車券PASPYとかタクシー券などを配布するという情報がありました。これらは、やはり同等に坂町もやっていたかなきゃいけないと思うんですが、いかがお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 確かに海田町さん、免許返納によってPASPY等の事業を始められました。これはやはり予算の確保がまず前提でございました。敬老事業を縮減されて、そこに充てられたというふうに新聞にも載っておりましたし、私も海田町さんのほうに確認をいたしました。

やはり一つの事業を起こすためには、財源確保が重要であると考えております。やはり坂町の高齢者さんに対する予算というのは年々上がっております。平成29年度から30年度、一般会計の予算の中でも3千万円余り、率にすれば5%上がっております。こういったことがずっと続く中で、やはり財源確保というのが重要となっております。海田町さんはその上で実施されたことを確認をいたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 一応、この一覧表の中でも一部の自治体の予算を聞いたんですが、せいぜい40万円から100万ぐらいなんです、1回限りで。だから大変な例えばあるものを削減してどうのこうのもあるんですが、予算的には一応そういうふうな何百万円もいう話じゃないんですよ。だからそういうようなことで、ちょっと今の意見をお聞きしたんですが、次の質問に入ります。

3項目めです。過去に幾度となく質問したバスについてちょっと確認します。

以前、私は29年12月の定例会で、熊野町のお出かけ号というのが、実はかなり無償で町民を全部無償にする、高齢者も含め無償にして、採算的にもかなりうちと同じぐらいの感じでやっているということを提案させてもらったんです。

これはちょっと担当部署に資料をつけて一応渡したんですが、それと同時に、今回、議員でつくる災害復旧・復興対策調査特別委員会においても、買い物弱者の解消のための循環バスの無償化の要望書を一応お出ししているんです。これらのいわゆる無償化という見解というふうなものが、お願い事なんです、例えばこういうのはやっぱり災害の時期ですから早急に対応する必要があるかと思うので、この辺のちょっと見解

がありましたら伺いたい。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

循環バス事業につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように、福祉施策として行っている事業ではなく、地域公共交通として行っているバス事業であるということが大前提でございますので、今の事業形態の中で福祉施策、議員さんおっしゃるような高齢者に対しての回数券の配布でありますとか、そういったことについては、地域公共交通を長く継続していくためにも、応分の御負担をいただくというのが前提であるということで、これまでも幾度となく御答弁申し上げておるわけでございます。

また、熊野町のお出かけ号というバス事業についてでございますが、熊野町のこの事業については3路線ございまして、3路線がそれぞれ週2回で、1日の運行便数は3便から6便ということになってます。

坂町の循環バス事業については、本年度から月曜日から金曜日までの週5日、坂・北新地線では1日12便、横浜・北新地線、小屋浦・北新地線では1日10便の運行を行っております。

熊野町との比較ということになるんですが、28年度までは年末年始を除いて毎日の運行をしておりました。去年は試行ということで週3日の運行を行い、それでは便数が少ないという御要望にお応えして、今年度は平日の月曜日から金曜日までの週5日間の運行としておるわけでございます。こういった運行形態と熊野町の福祉バスの比較をしても、これは比較の対象にならないというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 4点目の質問です。

今のはいろいろと無償の場合は便数が少なかったというようなことがあるんですが、かなり熊野町においては高齢者が無償によって出かけが多くなる。むしろ本当の福祉的な形で成果があると聞きました。

あと4点目の質問なんですけども、このバスの無償化は要は一気に進まないとしても、高齢者支援として広島市においてはたしか3千円ぐらいのバスの回数券とかタクシー回数券などを差し上げているんです。そういうふうな高齢者支援として側面支援というんですか、そういうようなことについてはどのように考えられていますか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 高齢者への支援ということですので、保険健康課のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、やはり高齢者さんにかかっております予算というのは本当に年々上がっております。この財源確保がやはり一番問題になってくるところであるとともに、町長の答弁にありました国の基本施策に基づいたものを行っていくということでございますが、やはりこれは自助でありますとか共助、まず自助、ここがだめであれば共助、奥村議員が申されますけども近所の近助ですね、そういったものも大切になってまいります。それがどうしてもだめな場合、不可能な場合、公助という社会保障が入ってくると考えております。

これまでのいろいろな国の施策にもございましたが、例えば老人保健でありますとか、これは、最初、老人保健ができましたときには、高齢者の方、医療費無料であったと思います。これが財政破綻をして一定の負担額となってきた。1カ月当たり300円か400円程度であったと思いますが、そういったことで進んできた。でも、それでもやはりこういった国の施策の中でも財源が確保できなくなってきておまして、今は後期高齢者医療ということで、窓口でお支払いいただくのは所得に応じては2割負担、一般の方は1割負担ということで、こういったような状況になっております。

ですので、こういった高齢者の方に対する継続的なものができるのかどうなのかをしっかりと考えながらバス事業、そういった交通支援ですね、そういったことも考えていくことが必要ではないかと強く思っているところでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） いろいろと町長に総体的にちょっと伺いたいと思います。

今のはいろいろお話いただいたんですけど、高齢者の福祉施策は、何か知らんけど一歩も前に出てないような感じもあるし、バスもやっぱり宝の持ち腐れになるような感じがするし、今の現状は被災者を横目に乗客がないバスが通り抜けるような感じを私は思うんです。だからちょっとこういうような現状を、何か今の状態では全体のバランスが悪いなと私はそういうふうに思うんですけども、町長の見解をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども申し上げたと思うんですがございますけども、やはり高齢者の方も、あるいは障害のある方も、また、健常者の方も、そしてまた、小さいお子様も、やはり全ての方に限られた町の予算を配分していくということが絶対必要なことだと思います。いわゆるユニバーサルサービス、これを私は一応基本にして今までも行政運営をやってきておるわけでございまして、また、高齢者の方にも、例えば地域の老人クラブ連合会とか、あるいは町の老人クラブ、あるいはまた、地域、住民協単位の老人クラブの運営にも他の近隣自治体に負けないような支援、応援はやらせてもらってもおるところでございます。そのことが全ての方に何らかの形で町からのサービスが伝わればいいと、行き渡ればいいという発想でやっておりますので、そこらをひとつ御理解をしてくださいというのがいいんか、見解がちょっと違うかもわかりませんが、そういう思いで町政運営を行っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時半とさせていただきます。

（休憩 午後 2時21分）

（再開 午後 2時29分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第9号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第9号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

この条例は、地方行政の高度化、専門化が進む中、専門性を備えた人材の確保や多様化する行政ニーズに対応した行政サービスの充実を図るとともに、公務のより能率的な運営を促進するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき制定をいたすものでございます。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律では、専門的な知識経験を

要する業務や一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務等について条例で定めるところにより、任期を定めて採用することができるとの規定が設けられております。

今後、豪雨災害からの復興業務など業務量の増加が見込まれる業務や専門的な知識経験が必要となる業務等について、必要に応じて人材の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第10号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」、日程第4 議案第11号「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」、日程第5 議案第12号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」の3議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第3 議案第10号から日程第5 議案第12号までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」、議案第11号「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」及び議案第12号「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、坂町重度心身障害者医療費支給条例及び坂町ひとり親家庭等医療費支給条例につきましては、震災や風水害を受けた場合には、所得による支給制限を行わないことができるよう規定を追加するものでございます。

次に、坂町乳幼児等医療費支給条例及び坂町ひとり親家庭等医療費支給条例につきましては、一部負担金を200円から500円に引き上げるものでございます。

また、乳幼児等医療費につきましては、通院に対する医療費の支給対象が就学前の児童までだったものを小学校6年生までに拡大し、入院に対する医療費の支給対象が小学校6年生までだったものを中学校3年生までに拡大するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

続いて、討論、採決に入ります。

討論、採決は一括とせず、議案ごとに行います。

まず、議案第10号について討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第6 議案第13号「坂町介護保険条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第13号「坂町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、特に所得が低い第1段階の介護保険料の軽減期間が平成31年度も継続されることから、軽減期間が平成30年度であったものを、平成30年度及び平成31年度までとするものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第14号「坂町有住宅設置及び管理条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第14号「坂町有住宅設置及び管理条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

現在、坂町有住宅は子育て支援住宅として小学校就学中までの同居親族がある者などを入居資格者とし、最年少の同居親族が中学校3年生までを入居期限としております。

子育て支援住宅は平成18年に供用開始しております平成ヶ浜住宅がございますが、近年、地区住民福祉協議会や入居者などから入居期限の引き上げの要望が出ているところでございます。

このため、入居期限を最年少の同居親族が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間とし、定住促進を図るものでございます。

また、集会所の適正管理のため、一部条例を改正するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第15号「平成31年度坂町一般会計予算」、

日程第9 議案第16号「平成31年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」、日程

第10 議案第17号「平成31年度坂町下水道事業特別会計予算」、日程第11

議案第18号「平成31年度坂町介護保険事業特別会計予算」、日程第12 議案第19号「平成31年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の5議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、日程第8 議案第15号から日程第12 議案第19号までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第15号「平成31年度坂町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

本町は、平成30年7月豪雨により、町内各地で大規模な土砂災害や浸水被害が発生をし、人的被害や物的被害など甚大な被害を受けました。

発災から8カ月が経過する中、この間、避難者対応、被災者の生活支援や応急復旧に最優先で取り組んでまいりましたが、今後は本格的な災害復旧・復興に向けて、被災者の生活支援、インフラの復旧、強靱化、さらには町民生活や経済活動などを日常に取り戻す取り組みを加速させていく必要があります。

一方で、本町を取り巻く財政環境は膨大な災害復旧費などを要し、財源となる基金の大幅な減少など、厳しい状況にあります。

このため、平成31年度の予算につきましては、国、県の補助事業を最大限に活用し、また、坂町復旧・復興プランの策定を視野に入れた予算編成を行い、対前年度比23.4%増の64億5,419万3千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比1.4%減の5億9,185万3千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の状況等を勘案し、対前年度比3.4%増の3億1,702万3千円を計上いたしました。

固定資産税では、評価額を勘案し、ほぼ横ばいの12億7,404万2千円を計上いたしました。

19ページの地方交付税、普通交付税では、地方財政計画を勘案し、対前年度比7.9%増の6億8,400万円を計上いたし、特別交付税では、防災行政無線戸別受信機の配備に係る特別交付税措置額等を見込み、2億1,637万円を計上いたしました。

21ページの使用料及び手数料、土木使用料では、町営住宅及び町有住宅の住宅使用料8,109万4千円を計上いたしました。

24ページからの国庫補助金、災害復旧費国庫補助金では、道路橋梁災害復旧事業2億3,453万8千円を計上いたし、25ページの土木費国庫補助金では、社会資本道路整備事業及び都市防災総合推進事業を計上いたしました。

27ページの県負担金、民生費県負担金では、災害救助法に基づく災害応急救助費を計上いたしました。

33ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金2億6,116万円を計上いたし、平成30年7月豪雨災害復興基金繰入金7,046万8千円を計上いたしました。

39ページの町債は6億2,518万7千円を計上いたしました。このうち、臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

40ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上いたしました。

47ページからの総務費、財産管理費では、町民ひろばの維持管理に係る経費等を計上いたし、48ページからの企画費では、第5次長期総合計画策定に係る費用及び坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る三世代同居等住宅支援事業、空き家改修等支援事業を計上いたしました。

51ページからの総務管理費、災害対策費では、災害派遣職員の受け入れ及び豪雨災害犠牲者追悼式典の開催に要する経費を計上いたしました。

67ページからの民生費、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

71ページからの社会福祉費、災害対策費では、地域支え合いセンターの運営経費を計上いたしました。

75ページからの児童福祉費、保育所費では、私立保育園及び認定こども園の運営

経費を計上いたしました。

77ページの生活保護費では、生活保護関連経費を計上いたしました。

78ページの災害救助費では、災害救助法に基づく被災者支援に要する経費を計上いたしました。

86ページからの衛生費、塵芥処理費では、家庭ごみ等の処理及び資源リサイクルに係る経費を計上いたしました。

89ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

94ページの商工費、商工振興費では、ベイサイドビーチ坂物販施設整備に係る経費を計上いたしました。

97ページからの土木費、道路新設改良費では、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業及び都市再生整備計画事業を計上いたしました。

99ページの港湾費では、港湾保全施設県営工事負担金を計上いたしました。

102ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金を計上いたし、公園費では、津波災害時一時避難場所に係る経費を計上いたしました。

104ページの都市計画費、災害対策費では、復興まちづくり計画事業を計上いたしました。

105ページからの住宅費では、町営住宅及び町有住宅の管理運営に係る経費を計上いたしました。

107ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたし、109ページからの防災事業費では、防災行政無線戸別受信機の全戸配備に係る経費を計上いたしました。

111ページの消防費、防災事業費では、急傾斜地崩壊対策事業を計上いたしました。

112ページからの教育費では、子供たちがみずから志を立て、強い精神力を持って努力し、自立した社会人として活躍できるような人づくりに努め、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育を推進し、また、部活動等の活性化を支援し、体力・技能の向上を目指すための教育環境を整備する予算を計上いたしました。

126ページからの社会教育費では、子供から大人まで、町民一人一人が自らの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できる環境を提

供する予算を計上いたしました。

134ページからの保健体育費では、メキシコオリンピックチーム事前合宿の運営に対する補助金を計上いたしました。

143ページからの災害復旧費では、民生施設及び道路橋梁の災害復旧費を計上いたしました。

144ページの公債費は、償還計画に基づき計上いたしました。

以上で予算の概要につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり、副町長、教育長、技監、担当部長、教育次長、担当課長から答弁させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第16号「平成31年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、平成30年度医療給付費の実績並びに国、県からの予算編成等の通知に基づき試算を行い、対前年度比0.5%増の13億8,839万9千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、11ページから12ページにかけての国民健康保険税2億3,345万4千円は、一般被保険者分及び退職被保険者等分の収入見込み額でございます。

県支出金、県補助金10億4,870万5千円は、県からの通知及び医療費と保健事業費の見込みに基づき試算し、計上いたしました。

13ページの繰入金、一般会計繰入金1億584万円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

16ページの総務費、総務管理費385万円は、電算共同処理業務などの委託料289万7千円が主なものでございます。

17ページの徴税费150万7千円は、保険税賦課に要する費用と納付書郵送料が主なものでございます。

18ページの保険給付費、療養諸費8億9,796万6千円、19ページの高額療養費1億1,517万2千円は、平成30年度の医療費実績に基づいて試算し、計上

いたしました。

20 ページの出産育児諸費 4 2 0 万 3 千円、葬祭諸費 7 5 万円は、それぞれ見込み額を計上いたしました。

21 ページの国民健康保険事業費納付金医療給付費分 2 億 5, 3 1 7 万 3 千円、後期高齢者支援金等分 7, 0 0 1 万 2 千円、介護納付金分 2, 2 8 6 万 9 千円は、県からの通知により見込み額を計上いたしました。

22 ページの保健事業費 4 9 1 万 3 千円は、後発医薬品差額通知委託料及び糖尿病予防指導業務の負担金が主なものでございます。

23 ページの特定健康診査等事業費 9 4 7 万 7 千円は、特定健康診査及び特定健康診査未受診者勧奨業務の委託料が主なものでございます。

24 ページの諸支出金、償還金及び還付加算金 1 5 0 万 1 千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

予備費は 3 0 0 万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして議案第 1 7 号「平成 3 1 年度坂町下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

平成 3 1 年度の予算は、歳入歳出それぞれ対前年度比 3. 7 % 増の 6 億 2, 8 7 1 万 6 千円といたすものでございます。

初めに、11 ページの歳入につきまして御説明を申し上げます。

分担金及び負担金、下水道事業受益者負担金 3 1 万 4 千円、使用料及び手数料、公共下水道使用料 2 億 7, 0 5 0 万円、12 ページの国庫支出金、事業費国庫補助金 1, 3 0 0 万円、災害復旧費国庫負担金 1, 4 6 7 万円は試算の上、計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金 2 億 7 8 7 万 1 千円は、試算の上、計上いたしました。

13 ページの諸収入、水洗便所設備資金貸付金元利収入 3 4 万円は、貸付金の償還金でございます。

町債、事業債 1 億 1, 4 0 0 万円、災害復旧債 7 3 0 万円は、付記説明のとおり、試算の上、計上いたしました。

次に、14 ページからの歳出につきまして御説明を申し上げます。

総務費、一般管理費 1 億 4, 2 2 7 万 6 千円のうち需用費 1, 1 4 8 万円は、雨水が

ンプ場及び汚水中継ポンプ場の電気料が主なものでございます。

15ページの役務費184万5千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電話料並びに下水道管渠維持費等でございます。

委託料1,934万8千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の管理委託費並びに使用料徴収業務費を試算の上、計上いたしました。

また、工事請負費50万円は、下水道施設維持管理工事費を計上いたしました。

負担金補助及び交付金7,700万2千円は、下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおり、各協会への負担金等でございます。

貸付金120万円は、水洗便所設備資金貸付金でございます。

16ページ、公課費818万2千円は消費税でございます。

事業費、公共下水道整備費3,664万8千円のうち、工事請負費3,650万円は、管渠長寿命化工事費及び汚水管渠工事費を計上いたしました。

流域下水道整備費1,075万2千円は、太田川流域下水道整備事業の建設負担金でございます。

次に、災害復旧費2,200万円は、平成30年度発生災害復旧工事費を試算の上、計上いたしました。

17ページの公債費4億1,654万円は、起債借り入れ実績に基づき、試算の上、計上いたしました。

予備費につきましては、50万円計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第18号「平成31年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、平成30年度保険給付費の実績に基づき試算を行い、対前年度比4.9%増の13億2,204万6千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、11ページの保険料、介護保険料2億5,955万8千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、12ページの国庫支出金、国庫負担金2億2,172万8千円、国庫補助金8,513万7千円、支払基金交付金3億5,623万3千円、13ページの県支出金、県負担金1億7,823万円及び県補助金1,199万5千円は、保険給付費の見込み

額などからそれぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金1億9,355万4千円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページの総務費、一般管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,200万9千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対するサービス給付費11億4,050万円を計上いたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者に対するサービス給付費3,060万円を計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費1,603万円は、利用負担金が一定の上限額を超えた方に支給するものでございます。

21ページの特定入所者介護サービス費4,134万円は、低所得者の方の施設利用料を軽減するための費用でございます。

22ページの地域支援事業費は、介護予防・介護支援サービス事業費として3,499万5千円、一般介護予防事業費として806万5千円をそれぞれ試算し、計上いたしました。

23ページの包括的支援事業・任意事業費3,429万円は、地域包括支援センター等委託事業が主なものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第19号「平成31年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上したもので、対前年度比3.5%増の1億8,591万3千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算のうち、主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、9ページの後期高齢者医療保険料1億4,892万1千円は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金 3,646万9千円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11ページの総務費、徴収費67万4千円は、保険料徴収に係る事務経費等を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金1億8,423万8千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議案第15号から議案第19号までの5議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除き委員定数を10人とする平成31年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本案は平成31年度予算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定をしました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成31年度予算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私を除く1番光岡議員、2番末吉議員、3番岡本議員、4番中川議員、5番主枝議員、6番奥村議員、7番柚木議員、9番瀧野議員、10番中議員、11番大田議員の10名を指名します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

平成31年度予算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定をしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時05分）

（再開 午後 3時05分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に大田議員、副委員長に中川議員が選任されました。よろしくお願ひいたします。

お諮りします。

平成31年度予算審査特別委員会に審査付託した議案については、坂町議会会議規則第46条第1項の規定により、審査期限を3月8日午前11時までとすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、審査期限を3月8日午前11時までとすることに決定をしました。

お諮りします。

平成31年度予算審査特別委員会の審査の間、本会議は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本議会は、3月6日、3月7日の2日間は休会とすることに決定をしました。

本日は、これをもって散会とします。

再開は、3月8日午後1時を予定しております。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（散会 午後3時08分）